

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の正誤表

平成29年7月

株式会社トランザス

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の記載に誤りございましたので、次のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は_____罫線で示しております。

第二部 【企業情報】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

(省略)

株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 <u>3</u> 番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 <u>3</u> 番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社

(省略)

単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 <u>3</u> 番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 <u>3</u> 番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社

(省略)

(訂正後)

(省略)

株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 <u>4</u> 番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 <u>4</u> 番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社

(省略)

単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 <u>4</u> 番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 <u>4</u> 番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社

(省略)

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成 29 年 7 月



株式会社トランザス

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式419,900千円(見込額)の募集及び株式468,000千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式130,000千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成29年7月5日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社トランザス

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

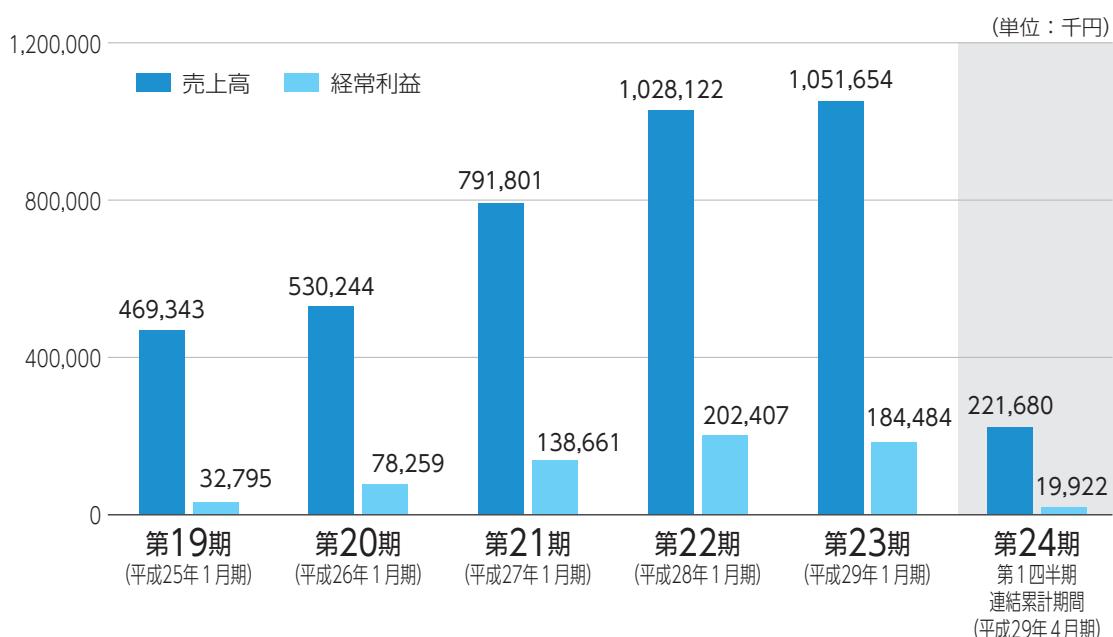
1. 事業の概要

当社グループは、通信機能をもった端末であるIoT端末や機器装置（ターミナル）の製造販売及びそれを利用したシステム・サービスの提供を主要な業務としております。具体的には、各種ソフトウェア（ファームウェア、システムのミドルウェア及びアプリケーションソフトウェア）の開発からターミナルの製造、システム・サービス提供、メンテナンスまでをワンストップで行っております。

当社グループは主にソフトウェアやターミナルを開発し顧客の課題を解決し、さらに、それらの知的財産権を利用し新たなターミナルやサービスを開発し、様々なビジネス分野に展開しております。

なお、当社グループのこれまでの業績推移は以下のとおりであります。

■ 売上高及び経常利益の推移



(注) 当社は、第24期より四半期連結財務諸表を作成しております。

第23期においては、映像配信分野向けにおいてファームウェア及びミドルウェアの開発とそれを搭載したターミナル（STBやサーバ）の販売が好調であったため、IoTソリューションサービスの売上が増加したことにより、売上高は前事業年度より23,532千円増加しております。

経常利益は、前事業年度より役員報酬、給料手当及び新製品であるウェアラブルデバイスの開発のための研究開発費といった販売費及び一般管理費が36,763千円増加したため、減益となりました。

また、当社は、平成29年2月にシンガポールに販売子会社となるTRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd.及び台湾にR&Dセンターとなる台湾支店を設立し、海外展開を加速化しております。

2. 事業内容

■ IoTソリューションサービスとIT業務支援サービス

ターミナルソリューション事業では、通信機能をもった端末であるターミナル及びそれを利用したシステム・サービスを提供するIoTソリューションサービスと、システムの受託開発、機器装置及びシステムの保守を行うIT業務支援サービスを提供しております。

IoT ソリューション サービス	<p>自社デザインのターミナル（端末）及び システムを開発し、様々な分野へ提供をしております。</p> <p>映像配信分野 販売業務支援分野 作業支援分野</p>      <p>STB・配信システム デジタルサイネージ・ タッチパネルディスプレイ・ CMS（コンテンツ管理システム） ウェアラブルデバイス</p>		
IT業務支援 サービス	<p>業務システムの受託開発・メンテナンスサービスの提供とターミナル (端末・コンピュータ機器類) の導入支援をしております。</p> <p>小売業者 教育関連事業者 メーカー等</p> <p>販売管理システム 在庫管理システム 顧客管理システム ECサイト 販売管理システム 会計システム</p>		

3. サービス内容

(1) IoTソリューションサービス

IoTソリューションサービスでは、自社デザインのターミナル（端末）及びシステムを開発し、パートナーであるVAR（Value Added Resellerの略称）に対して提供しております。

VARは、当社グループが開発製造した各種ターミナルやシステムを利用して、VARが保有するコンテンツやシステム・サービスを顧客に提供する事業者になります。具体的には、Sler（システム・インテグレータ）、商社、ソフトウェア開発事業者が該当いたします。

本サービスは、映像配信分野、販売業務支援分野及び作業支援分野に展開しており、ソフトウェア・ターミナル・システムを提供しております。それぞれの具体的な内容は下記のとおりであります。

i) 映像配信分野

サービス利用先	提供内容
ホテル・病院	VOD配信用ソフトウェア・STB・サーバ・ライセンス
会社・官公庁	テレビ会議・IPTVサービス用ソフトウェア・STB・サーバ・ライセンス
官公庁・非営利団体	複数地点をつなぐライブ配信用ソフトウェア・STB・サーバ・ライセンス及びIP放送システム

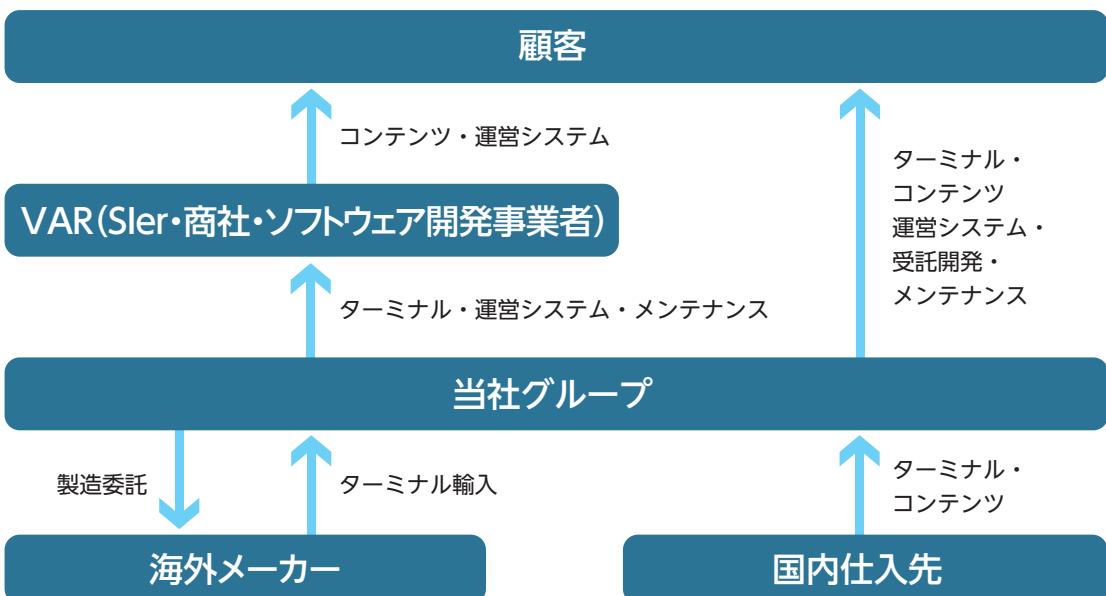
(注) VODは、ビデオ・オン・デマンドの略称であり、動画配信サービスを指します。ライセンスは、映像ストリーミング配信を可能とするライセンスを提供しています。

ii) 販売業務支援分野

サービス利用先	提供内容
大型公共施設・ 娯楽施設・小売業	マルチパネルディスプレイ、デジタルサイネージ及びコンテンツ管理システム
冠婚葬祭場	マルチパネルディスプレイ、タッチパネルディスプレイ及びコンテンツ配信サービス

iii) 作業支援分野

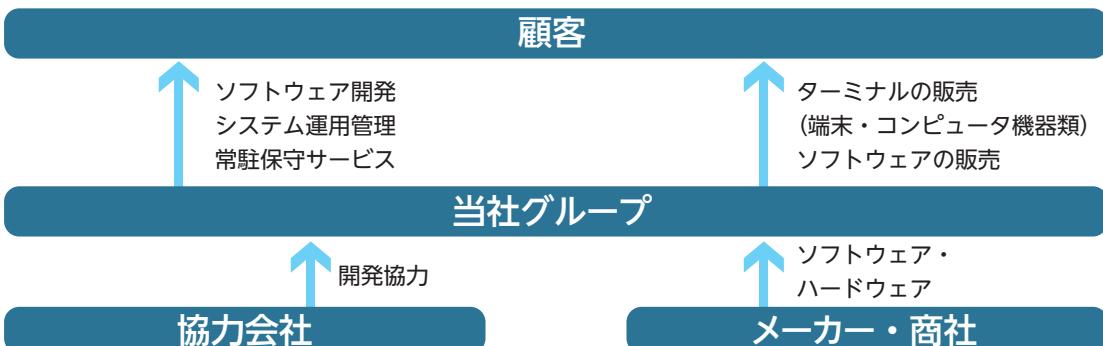
サービス利用先	提供内容
工場、開発パートナー	ウェアラブルデバイス



(2) IT業務支援サービス

IT業務支援サービスでは、業務システムの受託開発・メンテナンスサービスの提供とターミナル（コンピュータ機器類・周辺機器）の導入支援及びメンテナンスをしております。

ソフトウェア・システムのメンテナンスは、アプリケーションソフトウェアに対して行っており、その作業は自社内で実施する場合と顧客先に従業員を派遣して実施する場合があります。



(3) 当社グループの強み

①垂直統合

当社グループは、ソフトウェア開発だけでなく、端末開発・サービスまでを可能とする垂直統合型のビジネスを展開しており、ソフトウェアの開発からサービス提供までをワンストップで提供しております。

ソフトウェアを内製化することで顧客の要望に柔軟に対応することができ、また、ハードウェアの開発に当たっては、部材の選定から関わり台湾・中国の電子機器の受託メーカー(EMS)に製造委託することで、顧客にとっての機能最適化を図るとともに、低コスト化を図っております。

②小ロット生産

当社グループは、製品の設計段階から製品開発に加わり、部品レベルでのコスト削減を行った上で、製造委託を実施しているため、低製造コストを実現しております。また、製品開発に必要なソフトウェアの知的財産権を社内に蓄積しており、それを横展開することでソフトウェアの開発を省力化でき短期間・少人数での開発を実現しております。

これにより、競合が少ない小ロットでの生産にも対応しております。

③ソフトウェアの横展開

当社グループは開発してきたソフトウェアの知的財産権を社内に蓄積しております。そのため、過去に開発したソフトウェアの転用と開発のノウハウを活かして、短期間で安定稼働を実現するターミナル・システム向けソフトウェアの開発を可能としております。

また、当社グループは開発が複雑な映像配信用ターミナルのソフトウェアを数多く開発しておりますが、そのソフトウェアはウェアラブルデバイスやデジタルサイネージといった他分野の端末やシステム構築に展開することができます。

4. 主要製品について

(1) セットトップボックス (STB)

セットトップボックス (STB) は、機能特化型のコンピュータ（単機能コンピュータ）であり、主にはケーブルテレビ放送や衛星放送、地上波テレビ放送、IP放送などの放送信号を受信して、一般的のテレビで視聴可能な信号に変換する端末として利用されております。近年のIoT化により機能特化型のコンピュータとして様々な用途に利用されております。



(2) ウェアラブルデバイス

当社グループはエンタープライズ向けに身体（主に腕）に装着するウェアラブルデバイスを提供しております。

特定の用途に限定して利用するのではなく、アプリケーションソフトウェアによって様々な用途に利用可能などころに特長があります。また、ディスプレイサイズとバッテリー容量を大きくとっているため長時間に及ぶ作業にも利用可能となっております。

5. 成長戦略について

当社グループは、平成29年2月に、大手メーカーの工場が集まるアジアを中心に海外展開を加速するため、シンガポールに販売子会社を設立しております。また、IoT化が進展するにつれて、単機能型の顧客専用の処理を行うコンピュータやリアルタイムで情報を取得・表示可能なコンピュータが世界的に求められると同時に、技術革新の頻度も高まると考えております。そのため、それらコンピュータの製造や開発を行うEMSの大手企業が集まる台湾に、最新の技術をいち早く取り入れたターミナルを開発・製造できるように支店を設立し、新製品を開発・製造する体制を強化しております。

また、当社グループでは、VARを通じてターミナルやシステムを提供しているため、国内外におけるVARとの関係を強化するとともに、新規のVARの開拓を進め、事業拡大を図ってまいります。

さらに、ウェアラブルデバイスについては、開発エンジニアの採用とソフトウェア開発を強化することで、各業種向け（製造業、倉庫業、飲食業）のソフトウェアを早期に完成させ、先行者利益を獲得してまいります。

6. 業績等の推移

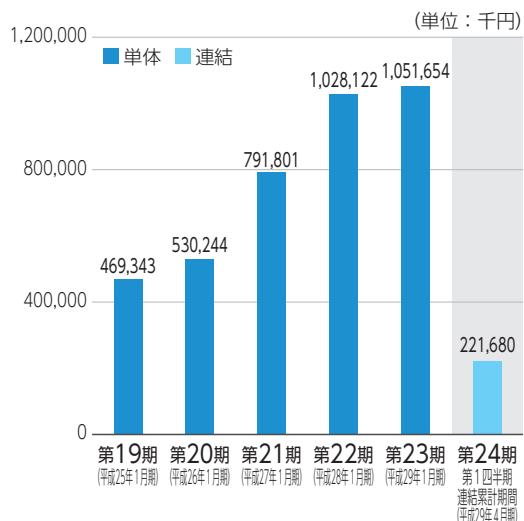
回次 決算年月	第24期 第1四半期 平成29年4月	
(1) 連結経営指標等		
売上高	(千円)	221,680
経常利益	(千円)	19,922
親会社株主に帰属する四半期純利益	(千円)	12,864
四半期包括利益	(千円)	11,531
純資産額	(千円)	550,366
総資産額	(千円)	642,368
1株当たり四半期純利益金額	(円)	6.41
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	(円)	—
自己資本比率	(%)	85.7

回次 決算年月	第19期 平成25年1月	第20期 平成26年1月	第21期 平成27年1月	第22期 平成28年1月	第23期 平成29年1月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高	(千円)	469,343	530,244	791,801	1,028,122
経常利益	(千円)	32,795	78,259	138,661	202,407
当期純利益	(千円)	32,630	45,618	85,422	122,612
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—
資本金	(千円)	110,525	110,525	110,525	110,525
発行済株式総数	(株)	2,168	2,168	43,360	43,360
純資産額	(千円)	185,693	209,211	268,283	426,895
総資産額	(千円)	320,275	323,070	523,145	702,534
1株当たり純資産額	(円)	86,650.74	103,929.84	7,219.67	212.60
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益	(円)	15,226.64	21,620.01	2,265.72	65.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	58.0	64.8	51.3	67.7
自己資本利益率	(%)	19.1	23.1	35.8	35.3
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	148,685
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△57,075
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△82,780
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	200,066
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	21 [1]	21 [2]	46 [2]	38 [2]

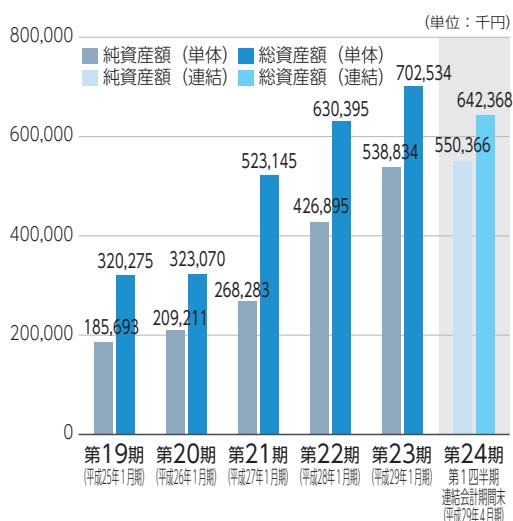
- (注) 1. 当社は第24期より四半期連結財務諸表を作成しております。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 4. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
 7. キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、第19期、第20期及び第21期は、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため記載しておりません。
 8. 従業員数の〔外書〕は、臨時従業員数の年間平均雇用者数（1日8時間換算）であります。
 9. 前事業年度(第22期)及び当事業年度(第23期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A & Aパートナーズの監査を受けております。
 なお、第24期第1四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A & Aパートナーズの四半期レビューを受けております。
 また、第19期、第20期及び第21期の数値については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
 10. 平成29年4月18日開催の取締役会決議により、平成29年5月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
 11. 平成26年7月31日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。また、平成29年5月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書〔Iの部〕の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
 なお、第19期、第20期及び第21期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、監査法人A & Aパートナーズの監査を受けておりません。

回次 決算年月	第19期 平成25年1月	第20期 平成26年1月	第21期 平成27年1月	第22期 平成28年1月	第23期 平成29年1月
1株当たり純資産額	(円)	86.65	103.93	144.39	212.60
1株当たり当期純利益	(円)	15.23	21.62	45.31	65.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

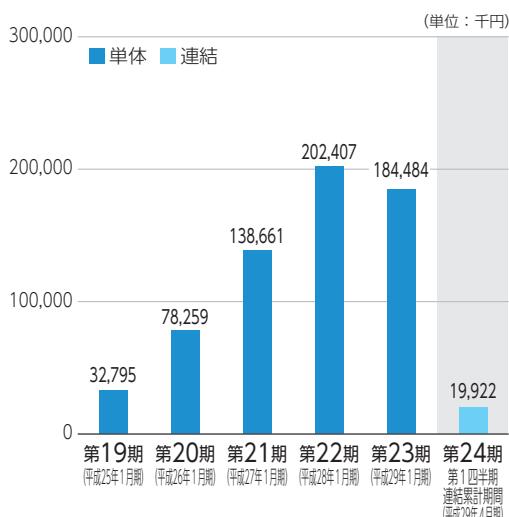
売上高



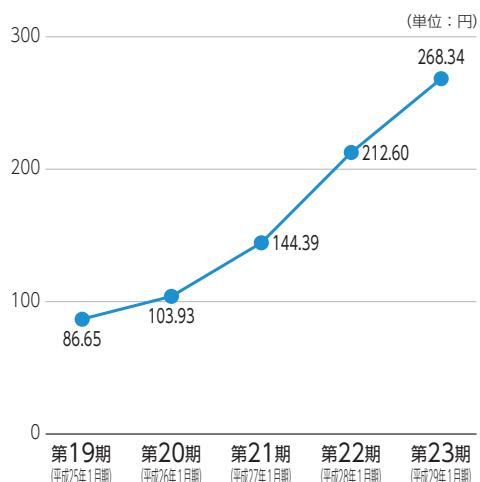
純資産額／総資産額



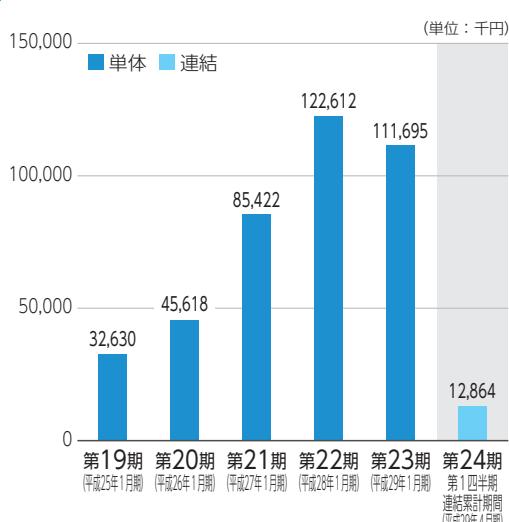
経常利益



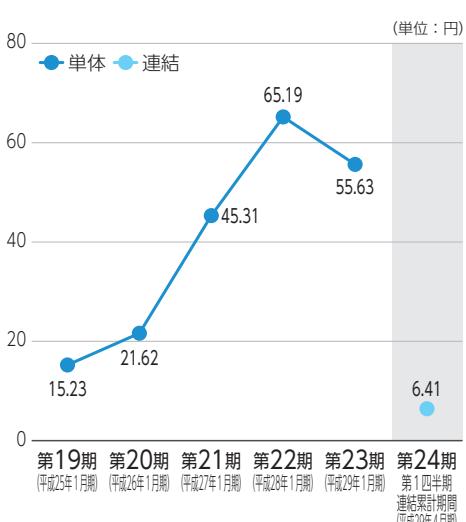
1株当たり純資産額^(注)



当期純利益及び親会社株主に帰属する四半期純利益



1株当たり当期(四半期)純利益^(注)



(注) 当社は、平成26年7月31日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、また、平成29年5月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記では、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たりの指標の数値を記載しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	17
4 【関係会社の状況】	21
5 【従業員の状況】	21
第2 【事業の状況】	22
1 【業績等の概要】	22
2 【生産、受注及び販売の状況】	24
3 【対処すべき課題】	26
4 【事業等のリスク】	27
5 【経営上の重要な契約等】	31
6 【研究開発活動】	31
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	32

第3 【設備の状況】	36
1 【設備投資等の概要】	36
2 【主要な設備の状況】	37
3 【設備の新設、除却等の計画】	37
第4 【提出会社の状況】	38
1 【株式等の状況】	38
2 【自己株式の取得等の状況】	52
3 【配当政策】	52
4 【株価の推移】	52
5 【役員の状況】	53
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	55
第5 【経理の状況】	62
1 【連結財務諸表等】	63
2 【財務諸表等】	69
第6 【提出会社の株式事務の概要】	101
第7 【提出会社の参考情報】	102
1 【提出会社の親会社等の情報】	102
2 【その他の参考情報】	102
第四部 【株式公開情報】	103
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	103
第2 【第三者割当等の概況】	105
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	105
2 【取得者の概況】	107
3 【取得者の株式等の移動状況】	108
第3 【株主の状況】	109
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 7月 5日

【会社名】 株式会社トランザス

【英訳名】 TRANZAS, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤吉 英彦

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 2番 1号

【電話番号】 045-650-7000 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 稲田 淳

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 2番 1号

【電話番号】 045-650-7000 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 稲田 淳

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 募集金額
ブックビルディング方式による募集 419,900,000円
売出金額
(引受人の買取引受による売出し)
ブックビルディング方式による売出し 468,000,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)
ブックビルディング方式による売出し 130,000,000円
(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	380,000(注) 2	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年7月5日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成29年7月20日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成29年7月5日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成29年7月31日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年7月20日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	380,000	419,900,000	227,240,000
計(総発行株式)	380,000	419,900,000	227,240,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されています。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年7月5日開催の取締役会決議に基づき、平成29年7月31日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,300円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は494,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しへについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成29年8月2日(水) 至 平成29年8月7日(月)	未定 (注) 4	平成29年8月8日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年7月20日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年7月31日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年7月20日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年7月31日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年7月5日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成29年7月31日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成29年8月9日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、平成29年7月24日から平成29年7月28日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 横浜駅前支店	神奈川県横浜市西区北幸一丁目2番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		1. 買取引受けにあります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年8月8日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
計	—	380,000	—

- (注) 1. 平成29年7月20日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年7月31日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
454,480,000	9,000,000	445,480,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,300円)を基礎として算出した見込額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額445,480千円については、「1 新規発行株式」の(注)4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限119,181千円と合わせた、手取概算額合計上限564,661千円については、運転資金として①ソフトウェアの開発のための開発委託費及び人件費、②販売用ウェアラブルデバイスの購入のための資金、③レンタル用ウェアラブルデバイスの購入のための資金に充当する予定であり、それらの具体的な内容は下記に記載のとおりであります。なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

① ソフトウェア開発のための開発委託費及び人件費として160,594千円（平成30年1ヶ月2,500千円、平成31年1ヶ月70,094千円、平成32年1ヶ月87,999千円）充当する予定であります。当社グループは、主要製品であるセットトップボックスやウェアラブルデバイス等の本体であるハードウェアの設計・開発からシステムの提供までを一気通貫で行えるところに強みがあると認識しております。ハードウェアとともにシステム・サービスを提供するためには、ファームウェア（端末本体に組み込まれ、端末の動作スピードや電力量の制御等、本体自体の制御のために動作するソフトウェア）及びミドルウェア（ハードウェアやコンピュータの機能を制御するソフトウェアであるオペレーティングシステム（OS）と利用者が操作や入力をを行い要求する機能を提供するアプリケーションソフトウェアとの中間（ミドル）に位置するソフトウェア）（以下、「ソフトウェア」といいます。）の開発が必要となり、また、ソフトウェア開発の品質とスピードが差別化の一因となると認識しております。品質の高いソフトウェアを早期に開発するためには、多数の開発委託や開発エンジニアが必要になるため、そのための資金及び人件費として調達した資金を充当する予定です。なお、開発するソフトウェアは主にウェアラブルデバイス用のソフトウェアを計画しております。

- ② 当社グループでは、ウェアラブルデバイスを成長戦略の中心に据えており、その販売拡大を計画しているため仕入代金として261,567千円（平成30年1月期15,312千円、平成31年1月期129,600千円、平成32年1月期116,655千円）充当する予定であります。
- ③ レンタル用ウェアラブルデバイスの取得資金として142,500千円（平成32年1月期142,500千円）充当する予定であります。当社グループは、ウェアラブルデバイスの販売に関して、一括購入による導入を望まない利用先に対しては、レンタルでの提供を計画しております。そのため、ウェアラブルデバイスの取得資金として調達した資金を充当する予定です。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年7月31日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	360,000	468,000,000
			静岡県浜松市中区 鈴木 邦敬 100,000株
			Mei Hwan Drive, Singapore 藤吉 英彦 95,000株
			1 North Bridge Road #11-06 High Street Centre, Singapore WORLD F PTE. LTD. 55,000株
			神奈川県横浜市港北区 前川 昌之 40,000株
			千葉県船橋市 福田 敏章 40,000株
			神奈川県横浜市栄区 奥 文郎 20,000株
			東京都多摩市 長田 豊国 10,000株
計(総売出株式)	—	360,000	468,000,000

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されています。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,300円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位(株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1 2	未定 (注) 2	自 平成29年 8月 2日(水) 至 平成29年 8月 7日(月)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支店	東京都中央区八丁堀 二丁目14番1号 いちよし証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成29年7月31日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	100,000	130,000,000	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 100,000株
計(総売出株式)	—	100,000	130,000,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘査し、いちよし証券株式会社が行う売出しぇあります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関する、当社は、平成29年7月5日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されています。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,300円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成29年 8月 2日(水) 至 平成29年 8月 7日(月)	100	未定 (注) 1	いちよし証券株式会 社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(平成29年7月31日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. いちよし証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注)7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、いよいよ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である藤吉 英彦(以下「貸株人」という。)より借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年7月5日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式100,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (注) 2
(4)	払込期日	平成29年9月4日(月)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成29年7月20日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成29年7月31日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成29年8月9日から平成29年8月30日までの間、貸株人から借り入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である藤吉英彦、WORLD F PTE. LTD. 、前川昌之、福田敏章、奥文郎及び長田豊国、当社取締役である松川淳、稻田淳は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年11月6日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年7月5日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成25年1月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月
売上高 (千円)	469,343	530,244	791,801	1,028,122	1,051,654
経常利益 (千円)	32,795	78,259	138,661	202,407	184,484
当期純利益 (千円)	32,630	45,618	85,422	122,612	111,695
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	110,525	110,525	110,525	110,525	110,525
発行済株式総数 (株)	2,168	2,168	43,360	43,360	43,360
純資産額 (千円)	185,693	209,211	268,283	426,895	538,834
総資産額 (千円)	320,275	323,070	523,145	630,395	702,534
1株当たり純資産額 (円)	86,650.74	103,929.84	7,219.67	212.60	268.34
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	15,226.64	21,620.01	2,265.72	65.19	55.63
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	58.0	64.8	51.3	67.7	76.7
自己資本利益率 (%)	19.1	23.1	35.8	35.3	23.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	148,685	144,808
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△57,075	△27,276
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△82,780	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	200,066	316,243
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	21 [1]	21 [2]	46 [2]	38 [2]	37 [2]

(注) 1. 当社は、平成29年2月に設立した子会社を連結対象としておりますが、上記期間につきましては子会社が存在せず連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
7. キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、第19期、第20期及び第21期は、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため記載しておりません。
8. 従業員数の〔外書〕は、臨時従業員数の年間平均雇用者数（1日8時間換算）であります。
9. 前事業年度(第22期)及び当事業年度(第23期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A&Aパートナーズの監査を受けております。
なお、第19期、第20期及び第21期の数値については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
10. 平成29年4月18日開催の取締役会決議により、平成29年5月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 平成26年7月31日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。また、平成29年5月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
なお、第19期、第20期及び第21期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、監査法人A&Aパートナーズの監査を受けておりません。

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成25年1月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月
1株当たり純資産額 (円)	86.65	103.93	144.39	212.60	268.34
1株当たり当期純利益 (円)	15.23	21.62	45.31	65.19	55.63
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、平成7年1月に現代表取締役である藤吉英彦が大手通信会社の代理店業務及びPHS販売業務を目的として有限会社アイ・ディー・ディーを設立し、平成9年8月に業容拡大及び発展を目指して株式会社に組織変更し、さらに商号を現在の株式会社トランザスに変更いたしました。

平成11年9月に通信に関するノウハウを活かして、集合住宅にインターネット接続のための機器と通信を提供するインターネットマンションサービスを開始し、そのための機器購入を目的として台湾メーカーとの取引を開始しております。

その後、台湾メーカーが取り扱うセットトップボックス(STB)の営業協力を行ったため、当社にSTBの引き合いがありソフトウェアの開発を外注し納品をいたしましたが、ソフトウェア開発の外注や製造・開発における分業制が高コストに繋がったことから、自社で製造からサービス提供に至るまで一気通貫で行う垂直統合モデルが必要であると考え、平成14年7月よりSTBの開発及び製造を開始し、拡大しつつあったIPTVサービス(注1)の市場に参入しております。STBの開発製造においてファームウェア及びミドルウェア(注2)の開発ノウハウが蓄積されたことから本格的な事業展開をめざし、平成18年11月にターミナルソリューション事業を開始いたしました。

年月	概要
平成7年1月	静岡県静岡市に有限会社アイ・ディー・ディー(資本金3,000千円)を設立
平成9年8月	組織変更及び商号変更により株式会社トランザスに改組(資本金10,000千円に増資)
平成11年9月	インターネットマンションサービスを開始
平成14年7月	STBの提供を開始(注3)
平成15年9月	本社を神奈川県横浜市西区二丁目3番に移転
平成16年9月	Philips Consumer Electronics, B.V.と業務提携
平成18年11月	ターミナルソリューション事業を開始(注4)
	映像配信分野に対するIoTソリューションサービスの提供を開始(注5)
平成20年2月	IoTソリューションサービスを販売支援分野に拡張 デジタルサイネージの提供を開始、世界初立体裸眼3DTV対応STBを開発
平成24年6月	本社を神奈川県横浜市西区二丁目2番1号に移転
平成25年4月	事業者向けIP放送サービスを開始
平成26年8月	株式会社アドバンスより受託開発・保守サービスを譲受
平成27年4月	タッチパネルディスプレイの提供を開始
平成28年1月	株式会社イーフローよりdongleeTVサービス事業を譲受
平成28年2月	監査等委員会設置会社に移行
平成28年11月	IS09001を取得 IoTソリューションサービスを作業支援分野に拡張 エンタープライズ(法人)向けウェアラブルデバイスの提供を開始(注6)
平成29年2月	台湾支店及びシンガポール子会社(TRANZAS Asia Pacific Pte.Ltd.)を設立

(注) 1. IPTVサービスは、Internet Protocol Television(インターネット・プロトコル・テレビジョン)の略で、インターネットに利用されている代表的な通信技術であるIPを使って送られる映像などを、テレビのように楽しむことができるサービスです。光ファイバなどのネット回線と接続されたテレビで、リモコンを操作することにより、選択した動画などをユーザーが好きなときに視聴することができます。

2. ファームウェアとは、端末本体に組み込まれ、端末の動作スピードや電力量の制御等、本体自体の制御のために動作するソフトウェアをいいます。
ミドルウェアとは、ハードウェアやコンピュータの機能を制御するソフトウェアであるオペレーティングシステム（OS）とアプリケーションソフトウェアとの中間（ミドル）に位置するソフトウェアで、アプリケーションソフトウェア開発の際に複数のアプリケーションソフトウェアに共通する機能の開発を省くことができ、システムの開発や導入の効率化につなげることができます。データベース管理システムやサーバと端末間の中継制御を行うソフトウェア等があります。
アプリケーションソフトウェアとは、特定の目的のために設計・開発されたソフトウェアであり、利用者が操作や入力を行うことで、利用者が要求する機能を提供するソフトウェアです。
3. STBはセットトップボックスの略称であり、機能特化型のコンピュータ（単機能コンピュータ）となります。主にはケーブルテレビ放送や衛星放送、地上波テレビ放送、IP放送（注7）などの放送信号を受信して、一般的のテレビで視聴可能な信号に変換する端末として利用されております。近年のIoT化により機能特化型のコンピュータとして利用される等用途が広がっております。
4. ターミナルソリューション事業では、通信機能をもった端末であるIoT端末や機器装置（以下、「ターミナル」といいます）の製造販売及びそれを利用したシステム・サービスの提供を行っております。
5. IoTとは、Internet of Thingsの略で、コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中にある様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続されることにより、自動制御や遠隔計測などを行うことをいいます。
6. ウエアラブルデバイスは、腕や頭部など、身体に装着して利用することを想定した端末の総称です。
当社グループはエンタープライズ向けに身体（主に腕）に装着するウェアラブルデバイスを提供しております。当社グループのウェアラブルデバイスは、特定の用途に限定して利用するのではなく、アプリケーションソフトウェアによって様々な用途に利用可能なところに特長があります。また、ディスプレイサイズとバッテリー容量を大きくとっているため長時間に及ぶ作業にも利用可能となっております。
7. IP放送とは、これまでのテレビのように番組表の編成に沿って、さまざまなチャンネルの番組（多チャンネル放送）を楽しむことができるサービスです。衛星放送や、ケーブルテレビ（CATV）などと同じように、ネット回線を使って多チャンネル放送を利用することができます。

3 【事業の内容】

(1) 事業概要

当社グループは、当社及びTRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd.（連結子会社）の2社により構成されております。

当社グループは、通信機能をもった端末であるIoT端末や機器装置（以下、「ターミナル」といいます。）の製造販売及びそれを利用したシステム・サービスの提供を主要な業務としております。具体的には、各種ソフトウェア（ファームウェア、システムのミドルウェア及びアプリケーションソフトウェア）の開発からターミナルの製造、システム・サービス提供、メンテナンスまでをワンストップで行っております。

当社グループは主にソフトウェアやターミナルを開発し顧客の課題を解決し、さらに、それらの知的財産権を利用し新たなターミナルやサービスを開発し、様々なビジネス分野に展開しております。

(2) セグメント区分

当社グループの報告セグメントは、ターミナルソリューション事業の単一セグメントとしております。ターミナルソリューション事業では、ターミナル及びそれらを利用したシステム・サービスを提供するIoTソリューションサービスと、システムの受託開発、機器装置及びシステムの保守を行うIT業務支援サービスを提供しております。

① IoTソリューションサービス

当社グループは、自社デザインのターミナル（端末）及びシステムを開発して、パートナーであるVAR（Value Added Resellerの略称）に対してそれらを提供しております。

VARは、当社グループが開発製造した各種ターミナルやシステムを利用して、VARのコンテンツやシステム・サービスを顧客に提供する事業者になります。主にSIer（システムインテグレーターの略）、商社及びソフトウェア開発事業者をVARとし、VARが要望する機能を実現するために、ターミナル用のファームウェアやミドルウェアといったソフトウェアを最新の技術と過去の開発経験・ノウハウを活かして開発とともに、それらを搭載したターミナルの製造販売を行っております。また、ソフトウェアやターミナルそれぞれを提供するだけでなく、それらを利用したシステム・サービスも提供しております。

（注）SIerは、システムインテグレーション（SI）を行う事業者であり、ITシステムの企画、設計、開発、構築、導入などを請け負うサービスを提供しております。サービス提供に際して、複数のベンダから汎用のパッケージソフトウェアやハードウェアなどの完成品を購入して、1つのシステムとして組み立てることができます。

IoTソリューションサービスは、映像配信分野、販売業務支援分野及び作業支援分野に展開しており、ソフトウェア・ターミナル・システムを提供しております。それぞれの具体的な内容は下記のとおりであります。

i) 映像配信分野

サービス利用先	提供内容
ホテル・病院	VOD配信用ソフトウェア・STB・サーバ・ライセンス
会社・官公庁	テレビ会議・IPTVサービス用ソフトウェア・STB・サーバ・ライセンス
官公庁・非営利団体	複数地点をつなぐライブ配信用ソフトウェア・STB・サーバ・ライセンス及びIP放送システム

※ VODは、ビデオ・オン・デマンドの略称であり、動画配信サービスを指します。また、ライセンスは、映像ストリーミング配信を可能とするライセンスを提供しています。

ii) 販売業務支援分野

サービス利用先	提供内容
大型公共施設・ 娯楽施設・小売業	マルチパネルディスプレイ、デジタルサイネージ及びコンテンツ管理システム
冠婚葬祭場	マルチパネルディスプレイ、タッチパネルディスプレイ及びコンテンツ配信サービス

iii) 作業支援分野

サービス利用先	提供内容
工場、開発パートナー	ウェアラブルデバイス

② IT業務支援サービス

IT業務支援サービスでは、業務システムの受託開発・メンテナンスサービスの提供とターミナル（コンピュータ機器類、周辺機器）の導入支援及びメンテナンスをしております。

ソフトウェア・システムのメンテナンスは、アプリケーションソフトウェアに対して行っており、その作業は自社内で実施する場合と顧客先に従業員を派遣して実施する場合があります。

(3) 当社グループの強み

① 垂直統合

当社グループは、ソフトウェア開発だけでなく、端末開発・サービスまでを可能とする垂直統合型のビジネスを開拓しております、ソフトウェアの開発からサービス提供までをワンストップで提供しております。

ソフトウェアを内製化することで顧客の要望に柔軟に対応することができ、また、ハードウェアの開発に当たっては、部材の選定から関わり台湾・中国の電子機器の受託メーカー（EMS）に製造委託することで、顧客にとっての機能最適化を図るとともに、低コスト化を図っております。

② 小ロット生産

当社グループは、製品の設計段階から製品開発に加わり、部品レベルでのコスト削減を行った上で、製造委託を実施しているため、低製造コストを実現しております。また、製品開発に必要なソフトウェアの知的財産権を社内に蓄積しており、それを横展開することでソフトウェアの開発を省力化でき短期間・少人数での開発を実現しております。

これにより、競合が少ない小ロットでの生産にも対応しております。

③ ソフトウェアの横展開

当社グループは開発してきたソフトウェアの知的財産権を社内に蓄積しております。そのため、過去に開発したソフトウェアの転用と開発のノウハウを活かして、短期間で安定稼働を実現するターミナル・システム向けソフトウェアの開発を可能としております。

また、当社グループは開発が複雑な映像配信用ターミナルのソフトウェアを数多く開発しておりますが、そのソフトウェアはウェアラブルデバイスやデジタルサイネージといった他分野の端末やシステム構築に展開することができます。これにより、IoT端末をはじめとした通信機能を持つターミナルを早期に開発していくことが可能であり、また、当社グループのターミナルと同種の製造を行う情報通信機械器具製造業及び電気機械器具製造業の平均経常利益率がそれぞれ3.4%と5.3%（経済産業省「平成28年企業活動統計調査速報」）となっており、それらと比較しても高い利益率を確保することが可能となっております。

(4) 収益構成

当社グループのターミナルソリューション事業の収益構成は、主に①ソフトウェアの開発収入、②ターミナルの販売収入及び③月額サービス収入で構成されております。

① ソフトウェアの開発収入

IoTソリューションサービスでは、主にファームウェア及びミドルウェアを開発しておりますが、これらについてはベースとなるソフトウェアに顧客の要求する機能を追加する場合と新規に開発する場合があります。ファームウェアやミドルウェアは、追加する機能に必要な開発工数に応じて開発収入を得るケースと端末代金に含めてしまうケースがあります。

また、IT業務支援サービスでは、主にアプリケーションソフトウェアを開発しております。開発形態としては、当社グループが手掛けたソフトウェアの追加機能開発を行う場合と新規に開発する場合があり、開発工数に応じた開発収入を得ております。

② 端末機の販売収入

IoTソリューションサービスでは、映像配信分野、販売支援分野及び作業支援分野にターミナルを提供しており、それらは当社グループが設計・開発を行い、主に中国及び台湾の工場に製造を委託し、完成品を輸入しております。ターミナルは上記のとおり自社で設計・開発することで低コストでの製造を可能とともに、ターミナル利用に必要なソフトウェアやライセンスを搭載して販売することで、顧客にとっての価値を付加した製品となっております。

また、IT業務支援サービスでは、当社グループが開発したシステムやソフトウェアの利用及び社内業務に必要なパソコン及びサーバ等の機器装置を、サービス提供先に代わって選定し販売しております。

③ 月額サービス収入

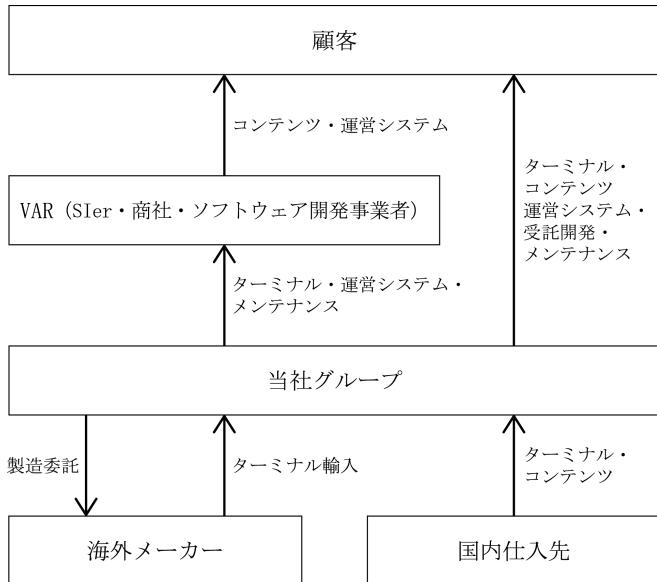
IoTソリューションサービスでは、ソフトウェアやターミナルをそれぞれ個別に提供することもありますが、それらを利用したIP放送システム、コンテンツ管理システムやコンテンツも提供することができます。これらは、月額制のシステム利用料や利用頻度に応じた従量課金型の利用料金が発生するサービスとなっております。

また、IT業務支援サービスにおいて提供するメンテナンスは、保守契約に基づいて提供するものであり、毎月固定の保守料金が発生します。顧客先に従業員を派遣してメンテナンスを行う場合は、毎月固定の保守料金でサービスを提供する場合と作業時間に応じた派遣料金が生じる場合があります。

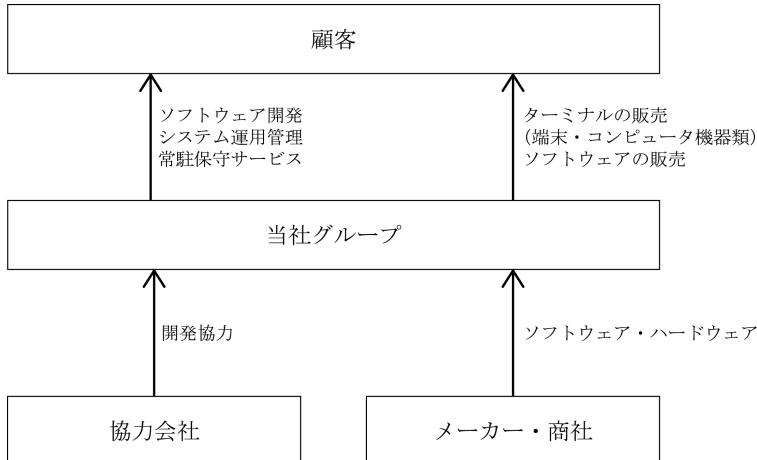
(5) 事業系統図

サービス別の事業の系統図は、次のとおりであります。

① IoTソリューションサービス



② IT業務支援サービス



4 【関係会社の状況】

当事業年度末において、該当事項はありませんが、当社は、平成28年11月9日に開催された取締役会の決議に基づき、平成29年2月1日（現地時間）、海外事業子会社をシンガポールに設立しました。

子会社の概要

名称	TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd.
本店所在地	シンガポール
代表者	Director 藤吉 英彦
事業内容	海外市場におけるIoTデバイスの販売、市場調査
資本金	30万シンガポールドル
出資比率	当社100%

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ターミナルソリューション事業	40〔1〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除く。）であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員数の年間平均雇用者数（1日8時間換算）であります。
3. 当社グループの事業セグメントは、ターミナルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(2) 提出会社の状況

平成29年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
40〔1〕	37.8	3.5	5,234

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員数の年間平均雇用者数（1日8時間換算）であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社グループの事業セグメントは、ターミナルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第23期事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当事業年度における世界経済は、欧米を中心とした先進国がけん引役となり緩やかな成長が続きましたが、イギリスのEU離脱問題、中国経済の減速、地政学リスク及び新米国大統領による政策転換リスクの高まり等により先行き不透明感が増大しました。米国は個人消費が引き続き拡大を維持し堅調に推移しました。欧州はイギリス、ドイツ、フランス等主要国での消費を中心に緩やかな回復傾向を維持しました。アジアの新興国は、以前の高い伸びと比べて鈍化したものの一定の成長を持続しました。一方、国内においては、依然として個人消費の低迷は続き、円高進行及び中国経済の減速の影響等もあり不透明感が強まりました。

このような環境下で、当社はターミナルソリューション事業を開拓し、IoTソリューションサービス及びIT業務支援サービスを提供いたしました。

IoTソリューションサービスにおいては、主に映像配信分野や販売支援分野に製品・サービスを開拓いたしました。具体的には、映像配信分野ではホテル、病院向けのVODと官公庁、法人が利用するIP放送向けのSTBを、また、販売支援分野にはデジタルサイネージを中心に提供するとともに、新製品であるルータ及びウェアラブルデバイスを開発し、当事業年度より提供を開始いたしました。この結果、当事業年度において売上高は740,970千円（前期比14.2%増）となりました。

IT業務支援サービスにおいては、販売業務用のシステムや顧客管理システム等のメンテナンス業務を中心に提供してまいりましたが、新規のシステム開発が減少したことにより、当事業年度において売上高は310,684千円（前期比8.1%減）となりました。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,051,654千円（前期比2.3%増）、営業利益177,999千円（前期比8.2%減）、経常利益184,484千円（前期比8.9%減）、当期純利益111,695千円（前期比8.9%減）となりました。

第24期第1四半期連結累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日）

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の着実な改善によって底堅く推移した個人消費や海外経済の緩やかな成長によって持ち直している輸出などを背景に、緩やかな回復が続いております。

我が国経済の先行きに目を転じますと、米国経済の動向や金融政策運営、英国のEU離脱及び北朝鮮のミサイル問題、地政学的リスクなどによって、不透明感が残っている状況であります。

このような環境の下、当社グループはターミナルソリューション事業を開拓し、IoTソリューションサービスとIT業務支援サービスを前事業年度に引き続き提供しております。

IoTソリューションサービスでは、映像配信分野において、ホテル客室が高稼働率にあることや2020年の東京オリンピックや外国人訪日客の増加を受けて新規ホテルの開設が相次いでいることから、ホテル向けVOD用のSTBやサーバを中心に提供いたしました。また、作業支援分野においてはドイツ政府が推進するインターネットや人工知能を製造現場に導入スマート工場の実現を目指すIndustry4.0に始まる産業界におけるIoT化（モノのインターネット化）が進んでおり、前事業年度において新たに提供を開始したウェアラブルデバイスの受注獲得を本格的に開始し、パートナーであるVARとともに実証実験を工場や倉庫において開始いたしました。

IT業務支援サービスでは、アプリケーションソフトウェアやシステムの開発及びメンテナンスを提供しており、当社グループの安定的な収益基盤として当第1四半期連結累計期間の業績に寄与いたしました。

また、海外展開を加速化するために、平成29年2月にシンガポールに販売子会社となるTRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd. 及び台湾にR&Dセンターとなる台湾支店を設立し、VARを通じて海外メーカーの工場でのウェアラブルデバイスの実証実験を開始しております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高は221,680千円、営業利益は19,098千円、経常利益は19,922千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は12,864千円となりました。

なお、当社グループは「ターミナルソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第23期事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末と比較して116,176千円増加し、316,243千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は144,808千円（前事業年度は148,685千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益171,302千円、減価償却費46,561千円、売上債権の減少22,370千円、法人税等の支払額99,831千円があつたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は27,276千円（前事業年度は57,075千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得13,293千円、ソフトウェア開発による支出12,660千円があつたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは発生しておりません（前事業年度は82,780千円の支出）。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

第23期事業年度及び第24期第1四半期連結累計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループはターミナルソリューション事業の単一セグメントのため、サービス区分を以下のとおり区分して記載しております。

区分	第23期事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)		第24期第1四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日)	
	仕入高(千円)	前年同期比(%)	仕入高(千円)	
IoTソリューションサービス	277,068	100.9		71,869
IT業務支援サービス	—	—		—

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

第23期事業年度及び第24期第1四半期連結累計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループはターミナルソリューション事業の単一セグメントのため、サービス区分を以下のとおり区分して記載しております。また、IT業務支援サービスは、サービスの性格上、受注実績になじまないため、当該記載を省略しております。

区分	第23期事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)				第24期第1四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
IoTソリューションサービス	612,383	117.6	120,160	129.9	53,136	56,411

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

第23期事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループはターミナルソリューション事業の単一セグメントのため、サービス区分を以下のとおり区分して記載しております。

区分	第23期事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)		第24期第1四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
IoTソリューションサービス	740,970	114.2	164,413
IT業務支援サービス	310,684	81.9	57,267
合計	1,051,654	102.3	221,680

(注) 1. 最近2事業年度及び第24期第1四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第22期事業年度		第23期事業年度		第24期第1四半期 連結累計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
加賀電子株式会社	27,640	2.7	199,674	19.0	90,891	41.0
株式会社アルメックス	247,708	24.1	169,934	16.2	11,286	5.1

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループでは、中長期的に継続した企業成長により企業価値の最大化を図るうえで、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として考えております。

(1) プランディング及び認知度向上

当社グループが販売するSTBは、ターミナルソリューション事業の立上時からソフトウェア開発と販売を行い、展示会への出展も数多く行ってきたことから当社のSTBに対するプランディングや認知度は一定程度あると考えております。しかし、他のIoT端末を始めとするターミナルは、まだ提供を開始して間もないこともあり、今後、展示会への出展を通じてプランディングの確立や認知度の向上を図ってまいります。また、当社のWEBサイトを充実することで、より多くのお客様へ認知度を高めて参ります。

(2) 販売チャネルの拡充

当社グループは、主にパートナーであるVARを通じてターミナルやシステムを提供しているため、国内外におけるVARのニーズを取り込んだ製品を開発し、適時適切なフォローサービスを提供することで関係を強化するとともに、新規のVARの開拓を進め、販売チャネルのさらなる拡充を図ります。

(3) 顧客満足度及び品質の向上

当社グループでは、顧客が要求する機能と価格を満たす最適なターミナルが開発できるように、部材供給先を複数化する等してターミナルの製造コスト削減を図るとともに、優秀な人材の確保と既存社員に対する社内教育を拡充してまいります。また、定期的に工場監査を実施することやISO9000シリーズの要求に沿ってターミナルの開発及び製造を行う等して、顧客に対して適切な品質水準のターミナルの提供と顧客に対する価値提供レベルを向上させており、今後もISO9001の認証を維持して、品質向上を図ってまいります。

(4) 研究開発の強化

ターミナルを利用するソフトウェアは、他分野で活用される新ターミナルのソフトウェア開発にも利用することができます。そのため、数多くのソフトウェアを開発することで、新ターミナルの開発が早期化でき、また、様々な顧客ニーズに応えることができるようになると考えております。

また、近年、様々なOSやアプリケーションソフトが誕生しており、それらと連動させたターミナルに対する需要が増加傾向にあります。

当社グループでは、様々な分野における端末機のベースとなるソフトウェアを開発し、よりソフトウェアの開発スピードを高めリードタイム短縮化を目指し、また、共通の顧客ニーズに対してはターミナルに標準的に当該機能を装備させることで、確実に新規顧客を取り込んでまいります。特に、ウェアラブルデバイスは、開発エンジニアの採用とソフトウェア開発を強化することで、各業種向け（製造業、倉庫業、飲食業）のソフトウェアを早期に完成させ、先行者利益を獲得してまいります。

(5) 優秀な人材の確保と生産性の最大化

当社グループは、ソフトウェア開発が強みであるため優秀な人材の継続的確保が事業拡大の重要な課題であると認識しております。そのため、より高い専門性を有する人材をグローバルに確保するとともに、既存社員の能力及びスキルの底上げを社内教育を拡充することにより図ってまいります。

また、人材の確保のみならず、生産性を最大化させるために、個々の持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、就業環境の最適化や人事制度の拡充に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクとはいえない内容についても、投資家の投資判断において重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示いたします。

なお、当社グループはこれらのリスクが発生する可能性を十分認識した上で、発生の回避や、万が一発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に対する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討された上で行われる必要があります。

また、本項の記載内容は、当社グループの事業もしくは当社株式への投資に関するリスクのすべてを網羅するものではなく、本項における記載事項は、本書提出日現在における当社グループの認識を基に記載したものであり、将来的環境の変化等によって、本項の認識が変化する可能性があります。

(1) 事業環境に関するリスク

① 市場動向及び業績変動に関するリスク

IP放送ビジネス及びNetflixやYouTubeといったインターネット回線を通じて配信される動画コンテンツであるOTT(Over the Top)ビデオの広がりや新規ビジネスホテル着工数の増加を背景に、当社グループが強みを持つ映像配信分野におけるSTBの市場規模は2016年168,000百万円から2017年188,000百万円と世界的に拡大傾向にあり（出典：㈱矢野経済研究所「Yano E plus」2016年2月）、当社グループのIoT端末販売やサービス提供も順調に推移するものと見込んでおります。但し、当該分野は景気変動や業界動向の急激な変化により事業環境が悪化する可能性もあり、その場合には当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが手掛けるソフトウェア開発や端末機等の機器販売並びにサービス提供のなかには、売上規模が大きい案件があります。当社グループでは事業の拡大を目指しておりますが、現状は成長過程であり事業規模が小さいため、これらの案件の売上計上時期の偏りにより、四半期又は連結会計年度毎の一定期間で区切つてみた場合、期間毎の業績が大きく変動する可能性があります。

② 海外展開について

当社グループは、平成29年2月に、大手メーカーの工場が集まるアジアを中心に海外展開を加速するため、シンガポールに販売子会社を設立しております。また、IoT化が進展するにつれて、単機能型の顧客専用の処理を行うコンピュータやリアルタイムで情報を取得・表示可能なコンピュータが世界的に求められると同時に、技術革新の頻度も高まると考えております。そのため、それらコンピュータの製造や開発を行うEMSの大手企業が集まる台湾に、最新の技術をいち早く取り入れたターミナルを開発・製造できるように支店を設立し、新製品を開発・製造する体制を強化しております。海外子会社、支店の運営及び海外展開にあたっては、各国、各地域での環境・安全面の法的規制等について最新かつ詳細な情報を入手し、調査し対応を行っております。

しかしながら、こうした海外市場への事業展開においては、予測しない法律・規制の変更、人材の採用と確保の難しさ、テロ、戦争等の地政学的リスク等が内在しております。そのため、当該リスク等が顕在化した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③ 為替変動に関するリスク

当社グループは、IoT端末の製造を海外企業に委託しており、仕入取引の多くを米ドルを中心とした外貨建て取引が占めています。そのため、為替動向に応じて為替変動リスクを軽減させる取引を行っておりますが、為替変動のリスクを完全に排除することは困難であり、急激な為替変動があった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

① 知的財産権に関するリスク

当社グループのIoT端末は、複数社のソフトウェアライセンスを利用して製造販売をしており、それらライセンサーに対してライセンス使用料を支払っております。しかし、ライセンサーが何らかの理由によりライセンス使用料を変更もしくはライセンス使用が困難となった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、第三者に対する知的財産権を侵害するないように常に細心の注意を払って事業活動を行っておりますが、ICT分野における急速な技術進歩やグローバル化により、当社グループの事業領域にお

ける知的財産権の現状を完全に把握することは困難であります。現在までのところ、当社グループの認識する限り、第三者の知的財産権を侵害したこと、及び侵害を理由とした損害賠償等の訴訟が発生している事実はありまませんが、今後当社グループの調査・確認漏れ、不測の事態が生じる等により、第三者の知的財産権に抵触する等の理由から、損害賠償請求や使用差止請求等を受ける可能性があります。これらの事態が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループが保有する知的財産権を保護するために、当社グループでは商標登録や特許登録を行い、侵害されないように細心の注意を払っておりますが、侵害されている恐れが生じた場合には顧問弁護士や弁理士と連携し、必要な措置を講じてまいります。しかし、当社グループの知的財産権の侵害を把握しきれない場合や侵害に対して適切な措置を取ることができない場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② システムに関するリスク

当社グループのサービスの一部は、PC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故（社内外の人的要因によるものを含む。）等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は深刻な影響を受けます。また、当社グループの運営する各サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な要因によってコンピュータ・システムがダウンした場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループのコンピュータ・システムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、コンピュータ・ウイルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 開発に関するリスク

IoT端末及びソフトウェア開発の技術革新は日進月歩で進化しており、当社グループは、新規技術の研究開発を経営上の重要な課題として認識しております。当社グループでは、研究開発費は販売費及び一般管理費として計上しており、研究開発テーマと予算は取締役会において設定し、研究開発の進捗状況をモニタリングしております。しかし、研究開発投資の成果が必ずしも収益につながる保証がないため、当該研究開発投資負担が当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、IoT端末向けのソフトウェア、自社利用のソフトウェアや業務処理サービスの提供に用いるソフトウェア等を開発しておりますが、ビジネスの中には、顧客向けに特定用途の運用システム等を受託開発することもあります。こうした案件は内容の複雑さから開発が長期化、開発費が多額になることが多く、予定外の仕様変更、人的な入れ替わりなどプロジェクト進行上の問題により、予定通り開発が進まなかった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 製品の不具合（バグ等）について

当社グループは、顧客から喜ばれる新製品の開発及び既存製品の改良を行っており、不具合等の発生防止に日々から努めておりますが、一般的にIoT端末やそれらを利用したサービスは高度化、複雑化すると、不具合を完全に解消することは不可能と言われておりますが、当社グループの製品・サービスにおいても、各種不具合が発生する可能性は否定できません。現時点まで当社の責任による不具合の発生により、業績に多大な影響を与えたことはありませんが、当社グループの製品や提供サービスに致命的な不具合が発生し、その不具合を適切に解決できない場合、当社グループの信用力が低下し、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、製品品質の確保、及び品質保証体制の充実に努めております。しかしながら、当社グループが取扱う製品について品質上の問題が発生し、大規模なリコール、製造物責任に關わる係争、関連法令に基づく調査、手続等が発生する可能性があります。当社グループでは、製造物責任賠償については、保険に加入することにより将来の補償費用発生に備えておりますが、当該保険の補償限度内で当社グループが負担する補償額を十分にカバーできるという保証はありません。このため、重大な品質上の問題の発生は、当社グループの信用力の低下のみならず、補償等の発生により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定取引先への依存度について

当社グループでは、IoT端末は台湾のAccton Technology Corporationに生産を委託しておりその仕入比率は平成29年1月期において46.6%となっていることから、仕入の依存度が高い会社との取引が存在しております。

そのため、コスト、品質等を検討して代替可能な製造委託先を検討し、常に代替可能な製造委託先を確保することで、リスクの分散を図っております。

ただし、製造に係わる想定外の事態が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 情報の取扱いについて

当社グループでは、情報セキュリティ及び情報保護を経営の最重要課題の一つとして捉え、情報セキュリティ関連の諸規程を定め、体制の強化や社員教育などを通じてシステムとデータの保守・管理に万全を尽くしております。しかし、万一情報漏洩などの事故が発生した場合には、損害賠償等による予期せぬ費用が発生し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、開発、製造及びサービス提供の業務において、外部委託を利用しております。ソフトウェアの根幹であるソースコードに係る外部委託も行っている関係上、秘密保持契約を結んだ上で信頼のおける業者を利用してますが、相互連絡の齟齬に伴う開発の遅延、故意の違法なソースコードの流用や情報漏洩などの可能性は存在します。またシステムの一部を外部委託する場合には、ネットワーク負荷が高い場合などに、当社グループの想定しないトラブルが発生する可能性があります。こうしたことによる当社グループへの信用の失墜が、当社グループの事業や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当該外部委託の運営に支障が生じた場合や、代替先への引継ぎが遅延した等の場合には、当社グループの業務遂行に支障をきたす可能性があります。

⑦ 個人情報の管理について

当社グループは、展開する各サービスの運営過程において、ユーザーより個人情報を取得することがあります。当該個人情報の管理については、権限を有する者以外の閲覧をシステム上で制限しております。また、当社グループでは個人情報保護関連規程を制定し、従業員に対しても研修を実施しております。しかしながら、外部からの不正なアクセス、その他想定外の事態の発生により個人情報が流出した場合、当社グループの社会的信用を失墜させ、当社グループの事業及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

⑧ 法的規制等について

当社グループは、建設業法、電気用品安全法、電波法、電気通信事業法、製造物責任法、労働者派遣法、下請代金遅延等防止法、個人情報保護法等関係諸法令により様々な法的規制等の適用を受けております。今後、これらの法的規制等が変更又は新設された場合や当社グループがこれらの法的規制等に抵触した場合、当社グループの事業及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

① 小規模組織であることについて

平成29年6月30日現在における当社グループ組織は、取締役7名（うち、監査等委員である取締役3名）、子会社取締役2名と小規模であり、内部管理体制もこのような規模に応じたものとなっております。今後、継続的な成長を実現させるためには、人員増強を図るとともに人材育成に注力し、内部管理体制の一層の強化、充実を図っていく方針ではありますが、これらの施策が適時適切に行えなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定人物への依存について

当社の創業者であり、創業以来の事業推進者である代表取締役 藤吉英彦は、当社グループ事業に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定など、当社グループの事業活動全般において、極めて重要な役割を果たしております。当社グループでは同氏に過度に依存しないよう、幹部職員の拡充、育成及び権限委譲による分業体制の構築などにより、経営組織の強化に取り組んでおりますが、何らかの理由により同氏の業務遂行が困難となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループでは同氏に過度に依存しないよう対策を行っておりますが、平成29年6月13日開催の取締役会において、当面は同氏のリーダーシップのもと安定的な事業運営を図ることが企業価値の拡大のために望ましく、また、株式上場日以前において平成25年3月31日に同氏に発行した新株予約権600,000株（株式総数に対する所有株式数の割合20.46%）の権利行使をしない場合、株式上場日以降における1株当たりの株式価値の希薄化リスクが高いと判断し、当社グループの資本政策に基づいて、同氏は平成29年6月28日付で新株予約権600,000株を行使しております。

③ 人材の確保及び技術者の退職等に関するリスクについて

当社グループの事業は高い技術力が必要とされ、優秀な技術者を確保し育成することが極めて重要であります。

しかしながら、適切な人材を十分確保できなかった場合には当社グループの事業拡大が制約を受ける可能性があり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後において、もし技術者の退職者が一時に多数発生した場合、開発スピードが低下し、当社グループの事業拡大が制約を受け、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

① 自然災害等の発生に関するリスクについて

当社グループは、製品開発のための設備を多数保有しておりますが、自然災害による物的直接被害の発生や、災害に起因する社会的要請等により事業活動の継続に支障をきたす場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 新株予約権について

当社グループは、役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式は、164,000株であり、発行済株式総数2,608,000株の6.29%に相当しております。当社の株価が行使価額を上回り、かつ権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化することになります。なお、新株予約権の詳細は、後記「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」及び「(7) ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

③ 資金使途について

当社グループの資金使途につきましては、新規IoT端末の開発への投資、既存事業の拡大にかかる人材採用費及び販売用・レンタル用ウェアラブルデバイスの購入資金に充当する計画となっております。しかしながら、経済環境の変化、競合相手の参入や不測の事態の発生、当該資金使途の変更や新規事業が計画通りに進展しないなどにより、これらの投資が必ずしも期待どおりの収益を上げられない可能性があります。

④ 配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、将来の持続的な成長に必要な設備投資等や経営基盤の強化も重要な経営目標と考えております。

今後は、内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断して利益配当を行っていく方針であります。しかしながら、現時点においては普通配当の実施の可能性及び実施時期については未定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	許諾内容	契約締結日	契約内容	契約期間
HDMI Licensing LLC.	HDMI出力の使用	平成20年7月13日	使用許諾	平成20年7月13日から 平成30年7月17日まで (5年間の自動延長有り)
Via Licensing Corporation	音声コーデックの使用	平成27年8月15日	使用許諾	平成27年8月15日から 平成32年8月14日まで (5年間の自動延長有り)

(注) 対価としてロイヤリティを支払っております。

6 【研究開発活動】

当社の研究開発活動の目的及び体制は、次のとおりであります。

第23期事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

(1) 研究開発目的

当社は、個人向けウェアラブルデバイス市場の規模拡大に伴い、今後、ビジネス向けのウェアラブルデバイス市場は拡大すると予期しております。これを踏まえて、当社では新たなターミナルであるウェアラブルデバイスを開発しております。

(2) 開発体制

当事業年度においては、開発に係る人員は2名であります。この他、開発テスト、検証等の作業に従事する人員は3名であります。

なお、当事業年度における研究開発費については、ウェアラブルデバイスの開発作業、試作品の製造を行っており、7,566千円発生しております。

また、当社はターミナルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第24期第1四半期連結累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日）

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は407千円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績を勘案し合理的に判断しておりますが、実績の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。この財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第23期事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は前事業年度末より105,139千円増加し、621,059千円となりました。これは主に現金及び預金が116,176千円増加した一方で、売掛金が22,370千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は前事業年度末より33,000千円減少し、81,474千円となりました。これは主に工具、器具及び備品（純額）が5,725千円増加した一方で、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定（純額の合計）が22,147千円、のれんが17,500千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は前事業年度末より39,800千円減少し、163,699千円となりました。これは主に買掛金が11,697千円増加した一方で、未払法人税等が43,424千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は前事業年度末より111,939千円増加し、538,834千円となりました。これは主に繰越利益剰余金が111,695千円増加したことによるものであります。

第24期第1四半期連結累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日）

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の総資産は642,368千円となりました。その主な内訳は、「現金及び預金」299,810千円、「売掛金」146,716千円であります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の負債は92,002千円となりました。その主な内訳は、「買掛金」49,977千円であります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産は550,366千円となりました。その主な内訳は、「資本金」110,525千円、「利益剰余金」413,555千円であります。

(3) 経営成績の分析

第23期事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

(売上高)

当事業年度における売上高は前事業年度より23,532千円増加し、1,051,654千円（前事業年度比2.3%増）となりました。これは主に当社の映像配信分野においてファームウェア及びミドルウェアの開発とそれらを搭載したターミナル（STBやサーバ）の販売が好調であったため、IoTソリューションサービスの売上が増加したことによるものであります。

(売上原価)

当事業年度における売上原価は前事業年度より2,575千円増加し、587,748千円（前事業年度比0.4%増）となりました。これは主に前述の製品の販売が好調であったこと、労務費が増加したことによります。

この結果、売上総利益は20,956千円増加し、463,906千円（前事業年度比4.7%増）となりました。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は前事業年度より36,763千円増加し、285,906千円（前事業年度比14.8%増）となりました。これは主に役員報酬が17,000千円、給料手当が14,815千円、新製品であるウェアラブルデバイスの開発のための研究開発費が5,525千円増加した一方で、のれん償却費が17,500千円減少したことによるものであります。

この結果、営業利益は15,806千円減少し、177,999千円（前事業年度比8.2%減）となりました。

(営業外損益)

当事業年度における営業外収益は前事業年度より1,213千円減少し、7,793千円（前事業年度比13.5%減）となりました。これは主に受取和解金が6,060千円増加した一方で、前事業年度に発生した為替差益、貸倒引当金戻入額が減少したことによるものであります。また、営業外費用は前事業年度より903千円増加し、1,308千円（前事業年度比223.0%増）となりました。これは主に為替差損987千円の発生によるものであります。

この結果、経常利益は17,923千円減少し、184,484千円（前事業年度比8.9%減）となりました。

(特別損益及び当期純利益)

当事業年度における特別利益は固定資産売却益がなかったことから前事業年度より4千円減少しております。また、特別損失は前事業年度より11,997千円増加し、13,181千円（前事業年度比1,012.8%増）となりました。これは固定資産除却損が増加したことによるものであります。

この結果、当期純利益は10,917千円減少し、111,695千円（前事業年度比8.9%減）となりました。

第24期第1四半期連結累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日）

(売上高)

当第1四半期連結累計期間における売上高は221,680千円となりました。これは主に当社の映像配信分野向けのサーバ及びライセンスの提供が堅調に推移したことによるものであります。

(売上原価)

当第1四半期連結累計期間における売上原価は134,191千円となりました。これは主に製品販売によるものであります。

この結果、売上総利益は87,488千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当第1四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は68,390千円となりました。これは主に役員報酬及び給与手当によるものであります。

この結果、営業利益は19,098千円となりました。

(営業外損益)

当第1四半期連結累計期間における営業外収益は1,097千円となりました。これは主に為替差益によるものであります。また、営業外費用は274千円となりました。

この結果、経常利益は19,922千円となりました。

(特別損益及び税金等調整前四半期純利益)

当第1四半期連結累計期間における特別利益は37千円となりました。これは固定資産売却益によるものであります。

この結果、税金等調整前四半期純利益は19,959千円となりました。

(親会社株主に帰属する四半期純利益)

当第1四半期連結累計期間における税金費用は7,094千円となりました。

この結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は12,864千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第23期事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末と比較して116,176千円増加し、316,243千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は144,808千円（前事業年度は148,685千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益171,302千円、減価償却費46,561千円、売上債権の減少22,370千円、法人税等の支払額99,831千円があつたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は27,276千円（前事業年度は57,075千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得13,293千円、ソフトウェア開発による支出12,660千円があつたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは発生しておりません（前事業年度は82,780千円の支出）。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、法的規制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社は常に業界動向に留意しつつ、優秀な人材を確保し顧客のニーズに合った製品・サービスを提供していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、顧客満足度の高い製品・サービスを継続的に提供するためには、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は、常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社は、経営理念として「“しか”に拘り、トランザス独自のシステムを通じて、世の中に無い新しいサービスを創造する」を掲げ、その実現のために垂直統合モデルにより、各種ターミナルを開発しVARに提供してまいりました。

今後も、継続して新ターミナル開発のために経営資源を投下するとともに、エンタープライズ向けのウェアラブルデバイス市場の規模拡大が見込まれるため、ウェアラブルデバイスの機能追加とマーケティングを強化し、更なる拡販による事業拡大を図ってまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第23期事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は26,282千円であります。その主な内容は、IoTソリューションサービスにおいて、ウェアラブルデバイス製造のための金型の取得及び販売目的のソフトウェアのマスタ開発によるソフトウェアの取得であります。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

第24期第1四半期連結累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日）

当第1四半期連結累計期間において、実施した設備投資等の総額は6,742千円であります。その主な内容は、IoTソリューションサービスにおいて、販売目的のソフトウェアのマスタ開発によるソフトウェアの取得であります。

なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当第1四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成29年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	ソフトウエア	合計	
本社 (横浜市西区)	本社機能 開発設備	5,413	0	11,395	36,293	53,102	37 [2]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 本社事業所の建物を賃借しております。年間賃借料は19,533千円であります。
 4. ソフトウエアにはソフトウエア仮勘定を含んでおります。
 5. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員数の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成29年6月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

(注) 平成29年4月18日開催の取締役会決議により、平成29年5月8日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は7,840,000株増加し、8,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,608,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります
計	2,608,000	—	—

(注) 1. 平成29年4月18日開催の取締役会決議により、平成29年5月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,124,640株増加し、2,168,000株となっております。
2. 平成29年4月28日開催の臨時株主総会決議により、平成29年5月8日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 平成29年6月28日付で新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が440,000株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第3回新株予約権（平成25年3月26日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数(個)	600	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000(注)1、2	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,500(注)1、3	—
新株予約権の行使期間	自 平成25年4月1日 至 平成35年3月31日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,500 資本組入額 3,750 (注)1	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡又は新株予約権に担保を設定してはならない。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	—

(注) 1. 平成26年7月23日開催の臨時株主総会決議により、平成26年7月31日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成29年1月31日）は20株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

さらに、当社が他社と吸收合併若しくは新設分割を行い、新株予約権が継承される場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができます。

4. 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規則に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができます。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権が「新株予約権の行使の条件（払込金額及び行使期間を除く）」に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 第4回新株予約権（平成26年7月23日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,000	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	400	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000	25,000(注) 1、 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,500	170(注) 1、 3
新株予約権の行使期間	自 平成28年8月1日 至 平成38年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,500 資本組入額 4,250	発行価格 170 資本組入額 85 (注) 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡又は新株予約権に担保を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1. 平成29年4月18日開催の取締役会決議により、平成29年5月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成29年1月31日）は1株であり、提出日の前月末現在（平成29年6月30日）は50株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設分割を行い、新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める行使価額の調整を行うことができます。

4. 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規則に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができます。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 ②新株予約権が「新株予約権の行使の条件（払込金額及び行使期間を除く）」に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

③ 第5回新株予約権（平成27年1月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,500	1,990
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	380	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500	99,500(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,500	170(注)1、3
新株予約権の行使期間	自 平成29年2月1日 至 平成37年1月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,500 資本組入額 4,250	発行価格 170 資本組入額 85 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡又は新株予約権に担保を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 平成29年4月18日開催の取締役会決議により、平成29年5月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成29年1月31日）は1株であり、提出日の前月末現在（平成29年6月30日）は50株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設分割を行い、新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める行使価額の調整を行うことができます。

4. 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規則に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができます。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権が「新株予約権の行使の条件（払込金額及び行使期間を除く）」に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

④ 第6回新株予約権（平成27年4月6日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数(個)	900	490
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	180	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	900	24,500(注) 1、 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,000	240(注) 1、 3
新株予約権の行使期間	自 平成30年2月1日 至 平成37年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,000 資本組入額 6,000	発行価格 240 資本組入額 120 (注) 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡又は新株予約権に担保を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 平成29年4月18日開催の取締役会決議により、平成29年5月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成29年1月31日）は1株であり、提出日の前月末現在（平成29年6月30日）は50株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{1 \text{株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

さらに、当社が他社と吸收合併若しくは新設分割を行い、新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸收分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができます。

4. 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるとろに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸收分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規則に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができます。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権が「新株予約権の行使の条件（払込金額及び行使期間を除く）」に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑤ 第7回新株予約権（平成27年12月25日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数(個)	100	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100	5,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,000	240(注)1、3
新株予約権の行使期間	自 平成30年2月1日 至 平成37年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,000 資本組入額 6,000	発行価格 240 資本組入額 120 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員並びに外部協力者であることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡又は新株予約権に担保を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 平成29年4月18日開催の取締役会決議により、平成29年5月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成29年1月31日）は1株であり、提出日の前月末現在（平成29年6月30日）は50株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設分割を行い、新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができます。

4. 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規則に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができます。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権が「新株予約権の行使の条件（払込金額及び行使期間を除く）」に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑥ 第8回新株予約権（平成28年8月31日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年6月30日)
新株予約権の数(個)	350	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	120	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350	10,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	18,000	360(注)1、3
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月1日 至 平成38年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 18,000 資本組入額 9,000	発行価格 360 資本組入額 180 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員並びに外部協力者であることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡又は新株予約権に担保を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 平成29年4月18日開催の取締役会決議により、平成29年5月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成29年1月31日）は1株であり、提出日の前月末現在（平成29年6月30日）は50株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

さらに、当社が他社と吸收合併若しくは新設分割を行い、新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸收分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める行使価額の調整を行うことができます。

4. 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規則に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができます。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 ②新株予約権が「新株予約権の行使の条件（払込金額及び行使期間を除く）」に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成26年7月31日 (注)1	41,192	43,360	—	110,525	—	41,575
平成29年5月8日 (注)2	2,124,640	2,168,000	—	110,525	—	41,575
平成29年6月28日 (注)3	440,000	2,608,000	33,000	143,525	33,000	74,575

(注) 1. 平成26年7月31日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。

2. 平成29年5月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成29年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	2	—	12	15	
所有株式数 (単元)	—	—	—	1,250	6,250	—	18,580	26,080	
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	4.79	23.96	—	71.24	100.00	

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,608,000	26,080	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,608,000	—	—
総株主の議決権	—	26,080	—

(注) 当社は、平成29年4月18日開催の取締役会決議により、平成29年5月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 第4回新株予約権（平成26年7月23日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成26年7月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 18
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失及び取締役の就任により、本書提出日現在の付与対象者は当社の取締役1名（監査等委員である取締役を除く）、当社の従業員7名となっております。

② 第5回新株予約権（平成27年1月30日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年1月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 45
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失及び取締役の就任により、本書提出日現在の付与対象者は当社の取締役2名（監査等委員である取締役を除く）、当社の従業員24名、当社の元取締役1名となっております。

③ 第6回新株予約権（平成27年4月6日定時株主総会決議）

決議年月日	平成27年4月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 28
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失及び取締役の就任により、本書提出日現在の付与対象者は当社の取締役2名（監査等委員である取締役を除く）、当社の従業員16名となっております。

④ 第7回新株予約権（平成27年12月25日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年12月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	外部協力者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

⑤ 第8回新株予約権（平成28年8月31日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成28年8月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員5名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使)	—	—	160,000	24
保有自己株式数	3,200	—	—	—

(注) 当社は、平成29年4月18日開催の取締役会決議により、平成29年5月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、事業の成長や資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上とともに、今後の業績の推移や財務状況等を考慮した上で将来の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案しながら配当を継続的に実施していく方針です。

当社は、期末配当として年1回、剩余金の配当を行うことを基本方針としております。この剩余金の配当の決定機関は株主総会であります。

今後は、内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断して利益配当を行っていく方針であります。しかしながら、現時点においては普通配当の実施の可能性及び実施時期については未定であります。

引き続き株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上とともに業績を勘案した配当を継続的に実施していきたいと考えております。

なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化と積極的な事業展開のための備えとしていくことといたします。

また、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年7月31日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性7名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役	社長	藤吉 英彦	昭和48年5月2日	平成7年1月 平成28年2月 平成29年2月	有限会社アイ・ディー・ディー (現当社)設立 代表取締役社長(現任) WORLD F PTE. LTE. 設立 取締役(現任) TRANZAS Asia Pacific Pte.Ltd. 設立 取締役(現任)	(注)3	1,608,000
取締役	国内事業本部長	松川 淳	昭和45年3月28日	平成9年6月 平成17年12月 平成27年2月 平成28年4月	株式会社光通信入社 当社入社 当社執行役員営業部長 当社取締役国内事業本部長(現任)	(注)3	5,000
取締役	管理部長	稻田 淳	昭和57年1月18日	平成15年9月 平成19年7月 平成22年8月 平成25年1月 平成26年1月 平成26年9月 平成27年2月 平成28年4月	TAC株式会社入社 株式会社ラーニングソリューションズ(現株式会社ALMACREATIONS)入社 株式会社モブキャスト入社 同社執行役員 Mobcast Korea inc. 取締役 当社入社管理部長 当社執行役員管理部長 当社取締役管理部長(現任)	(注)3	20,000
取締役	—	前川 昌之	昭和40年3月30日	平成3年10月 平成13年3月 平成16年12月 平成17年8月 平成18年5月 平成24年6月 平成26年3月 平成27年2月 平成27年3月	中央新光監査法人 入所 公認会計士税理士事務所前川昌之事務所 所長(現任) 株式会社モブキャスト監査役 当社監査役 株式会社CONSOLIX設立 代表取締役(現任) 株式会社ウシオスペックス(現株式会社モデュレックス)社外監査役(現任) 当社取締役(現任) 株式会社アイ・ピー・エフコーポレーション代表取締役(現任) 株式会社ZMP社外監査役	(注)3	195,000
取締役(監査等委員)	—	福田 敏章	昭和23年1月2日	昭和46年4月 昭和63年10月 平成17年8月 平成23年3月 平成23年3月 平成28年2月	旭有機材工業株式会社入社 第二電電株式会社(現KDDI株式会社)入社 当社取締役 株式会社ビジョン監査役(現任) 当社常勤監査役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	130,000
取締役(監査等委員)	—	佐々木 豊	昭和31年9月29日	昭和55年4月 平成15年4月 平成21年4月 平成26年5月 平成28年2月	中外貿易株式会社(現CBC株式会社)入社 同社取締役 同社常務取締役 株式会社ビザライト設立 代表取締役(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	—
取締役(監査等委員)	—	原口 昌之	昭和36年5月9日	平成8年4月 平成12年4月 平成16年1月 平成20年6月 平成23年10月 平成28年2月	公認会計士登録 弁護士登録 原口総合法律事務所所長(現任) 株式会社早稲田アカデミー監査役(現任) MRT株式会社監査役(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	—
計							1,958,000

- (注) 1. 平成27年12月25日開催の臨時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は平成28年2月1日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 佐々木豊氏及び原口昌之氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、平成29年4月18日開催の定時株主総会終結の時から1年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、平成28年2月1日開催の臨時株主総会終結の時から2年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査等委員のうち、福田敏章氏は、常勤監査等委員であります。
6. 当社では、意思決定及び業務執行の効率化を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は、2名で、開発担当 野中俊男、経営企画室長 宮島功で構成されております。

6 【コード・ガバナンスの状況等】

(1) 【コード・ガバナンスの状況】

当社は、「“しか”に拘り、トランザクション独自のシステムを通じて、世の中に無い新しいサービスを創造する」ことを経営理念とし、市場に高付加価値な製品・サービスを低価格で提供することを目指しております。

この経営理念のもと、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの期待と信頼にこたえ企業価値を向上させるためには、コード・ガバナンスの構築が必要不可欠であり、経営の健全性・効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

① 企業統治の体制

当社は取締役会の監督機能を強化し、コード・ガバナンスの強化を図るため、平成27年12月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置するとともに、内部監査担当部門として経営企画室を設置しております。そして監査等委員である取締役については、独立性の高い社外取締役（監査等委員である取締役3名のうち、2名が社外取締役）を登用しております。

このような社外役員による経営への牽制機能の強化や、上記機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。当社の取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内、監査等委員である取締役4名以内、合わせて14名以内とする旨を定款に定めております。

a. 取締役会及び取締役

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役3名の合計7名（本書提出日現在）で構成され、法令又は定款の定めるところにより取締役等に委任できない事項及び経営戦略等の重要な事項について審議・決定し、それらについて定期的にチェックする機能を果たしております。

原則として月1回の開催とし、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b. 監査等委員会及び監査等委員である取締役

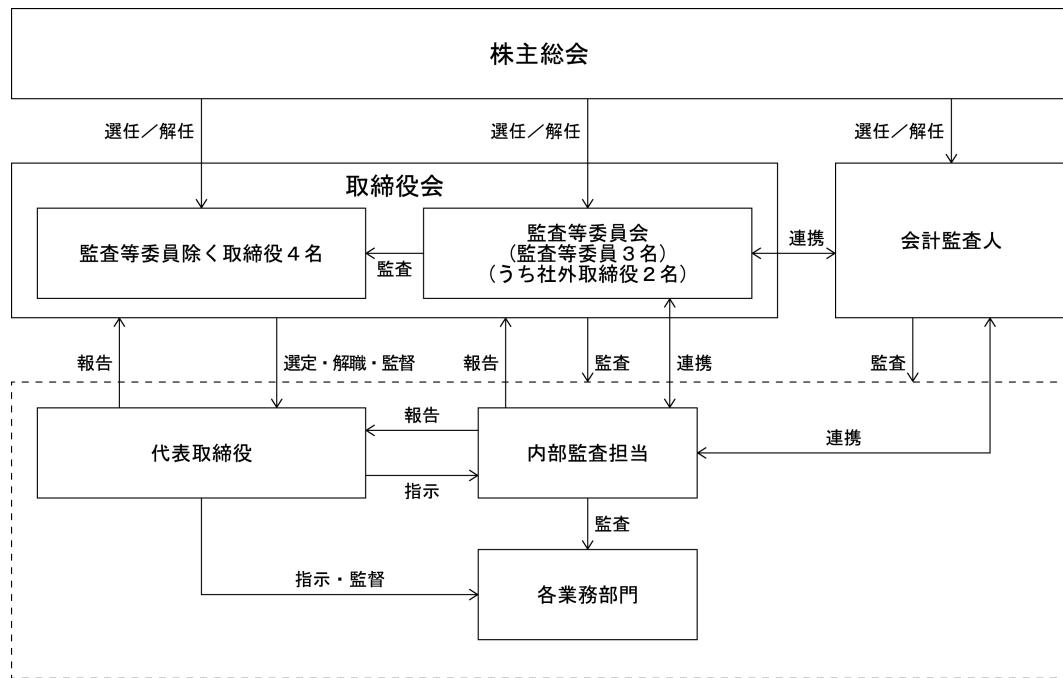
当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名と社外取締役である監査等委員2名との3名で構成されています。また、常勤監査等委員である福田敏章氏を議長と定めております。

監査等委員である取締役は、取締役の執行状況等を監査・監督するための経営監視機能の充実に努めており、内部監査担当部門及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

c. 会計監査人

当社は、監査法人A&Aパートナーズと監査契約を締結しております。

当社における業務執行、経営監視及び内部統制の整備の状況（本書提出日現在）は次の図のとおりであります。



② 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況

当社は、「"しか"に拘り、トランザス独自のシステムを通じて、世の中に無い新しいサービスを創造する」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレートガバナンスの重要な目的としています。

上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定めております。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行うこととしております。その概要は以下のとおりであります。

a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監視に加え、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、代表取締役に報告しております。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部を管掌する取締役又は執行役員を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るコンプライアンス規程及び危機管理規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、代表取締役を委員長とする対策委員会を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整っております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役及び執行役員は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、月に1回、代表取締役、常勤取締役（常勤監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び各業務部門の責任者が出席し、各業務部門の業務報告や課題等の認識合わせ並びに意見交換の場として開催される経営会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、関係会社担当部署として海外事業推進室を設けており、海外子会社管理規程に基づき、関係会社管理を行っております。また、取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告するとともに、経営企画室が、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告することを内部監査計画として策定しております。

f. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として、監査等委員会付を置きます。監査等委員会付は原則1名以上配します。

監査等委員会付の独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得て行います。また、監査等委員会付の人事考課については監査等委員の同意を得て行います。

g. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員でない取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。

監査等委員及び監査等委員会は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めるものとします。

h. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

i. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、管理部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

j. 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを内部監査において定期的・継続的に評価をしております。

③ リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するために危機管理規程を制定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、代表取締役を委員長とする対策委員会を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

なお、法令違反や不正行為等のコンプライアンス違反の発生又はその恐れのある状況に適切に対応できるよう、内部通報制度を導入し、外部窓口として業務執行者ではない社外取締役を設定しており不祥事の未然防止及び早期発見に努めております。

④ 内部監査及び監査等委員会監査

a. 内部監査

当社は、独立した内部監査室は設けておりませんが、当社の業務上の不正、誤謬の未然防止、経営効率の増進に資することを目的として、経営企画室（2名）を設置しており、自己の属する部門を除く当社の各部門等に定期的な内部監査等を実施しております。また、監査の結果、改善を必要とする場合には各部門等に改善措置を取るように通知し、各部門等で業務改善報告書を作成し内部監査ではそれに基づいてフォローアップ監査を行っております。これらにより、業務の適正化・リスク把握に努めております。

b. 監査等委員会監査

監査等委員である取締役は、監査方針、監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等から受領した報告内容の検証、各部門等の実地調査などを行い、内部統制システムの整備等の取締役の職務執行を監査しております。

c. 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互提携

内部監査を実施する経営企画室と監査等委員である取締役は、監査計画や監査実施状況及び監査結果等について報告を行い、定例会議以外でも、課題やリスク及び改善等の状況について相互に綿密な連携を図り、管理体制と現場への浸透度の状況把握に努めております。また、経営企画室及び監査等委員である取締役は、会計監査人である監査法人A&Aパートナーズとも定期的に意見交換を実施しており、監査計画や監査実施状況及び財務報告に係る内部統制の監査を含む監査結果等について、三者の異なる立場からの監査を有機的に連携させることにより、当社業務の適正確保に努めております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑥ 監査等委員である社外取締役

当社は社外取締役として、佐々木豊氏及び原口昌之氏の2名を選任しており、当社の意思決定に対して、幅広い視野をもった第三者の立場から適時適切な意見を受けております。

佐々木豊氏は、企業経営者として幅広い経験と高い見識を有することから当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は当社の新株予約権50個（2,500株）を保有しておりますが、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。また、同氏との間には、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

原口昌之氏は、弁護士として企業法務に精通しており、また、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見も有していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。な

お、同氏は当社の新株予約権50個（2,500株）を保有しておりますが、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。また、同氏との間には、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にしており、経歴や当社との関係も踏まえて、社外取締役を選任しております。

⑦ 役員の報酬等

第23期における当社の取締役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。

a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	61,640	61,640	—	—	—	6
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	2,400	2,400	—	—	—	1
社外取締役	1,800	1,800	—	—	—	2

b. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により、監査等委員ではない取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬限度額を決定しております。監査等委員ではない各取締役及び監査等委員である各取締役の報酬額は、監査等委員ではない取締役については取締役会の決議に基づき代表取締役が決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会が決定しております。

⑧ 株式の保有状況

a. 純投資目的以外の目的の投資株式

該当事項はありません。

b. 純投資目的の投資株式

該当事項はありません。

⑨ 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を監査法人A&Aパートナーズに委嘱しております。当社は監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法に基づく監査について、監査契約を締結し当該契約に基づき報酬を支払っております。

なお、当期において業務を執行した公認会計士の氏名並びに監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりであります。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名

監査法人A&Aパートナーズ 業務執行社員：齊藤 浩司、齋藤 晃一、寺田 聰司

b. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 2名

なお、当社と会計監査人である監査法人及びその業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。

⑩ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

b. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、中間配当を取締役会の決議によってすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑪ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

⑫ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、その議決権は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑬ 取締役の解任の決議要件

当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑭ 株主総会の特別決議事項要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
6,000	—	7,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数等について、当社の規模・業界の特性等を勘案して、監査等委員会において監査報酬額の見積りの妥当性を検討し、会計監査人の監査報酬等につき、会社法399条第1項の同意を行っております。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (3) 当第1四半期連結累計期間(平成29年2月1日から平成29年4月30日まで)に新規に設立した子会社が連結対象となつたことに伴い、当第1四半期連結累計期間より、初めて四半期連結財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成29年2月1日から平成29年4月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年2月1日から平成29年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズによる四半期レビューを受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成27年2月1日から平成28年1月31日まで)及び当事業年度(平成28年2月1日から平成29年1月31日まで)の財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズの監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、平成29年2月に新規に設立した子会社を連結対象としておりますが、前事業年度(平成27年2月1日から平成28年1月31日まで)及び当事業年度(平成28年2月1日から平成29年1月31日まで)につきましては、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【四半期連結財務諸表】

① 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当第1四半期連結会計期間 (平成29年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		299, 810
売掛金		146, 716
製品		83, 241
原材料及び貯蔵品		5
その他		24, 353
貸倒引当金		△5
流動資産合計		<u>554, 120</u>
固定資産		
有形固定資産		19, 113
無形固定資産		36, 376
投資その他の資産		32, 758
固定資産合計		<u>88, 247</u>
資産合計		<u>642, 368</u>
負債の部		
流動負債		
買掛金		49, 977
未払法人税等		8, 458
賞与引当金		2, 600
その他		30, 966
流動負債合計		<u>92, 002</u>
負債合計		<u>92, 002</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		110, 525
資本剰余金		53, 696
利益剰余金		413, 555
自己株式		△26, 321
株主資本合計		<u>551, 455</u>
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益		△920
為替換算調整勘定		△169
その他の包括利益累計額合計		<u>△1, 089</u>
純資産合計		<u>550, 366</u>
負債純資産合計		<u>642, 368</u>

② 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日)
売上高	221,680
売上原価	134,191
売上総利益	87,488
販売費及び一般管理費	68,390
営業利益	19,098
営業外収益	
為替差益	1,086
その他	11
営業外収益合計	1,097
営業外費用	
売上割引	274
営業外費用合計	274
経常利益	19,922
特別利益	
固定資産売却益	37
特別利益合計	37
税金等調整前四半期純利益	19,959
法人税等	7,094
四半期純利益	12,864
親会社株主に帰属する四半期純利益	12,864

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日)	
四半期純利益	12,864
その他の包括利益	
繰延ヘッジ損益	△1,164
為替換算調整勘定	△169
その他の包括利益合計	△1,333
四半期包括利益	11,531
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	11,531

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成年29年2月1日 至 平成29年4月30日)
(1) 連結の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間より、新規設立のTRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd.を連結の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成年29年2月1日 至 平成29年4月30日)
税金費用の計算 税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間 (自 平成年29年2月1日 至 平成29年4月30日)
減価償却費 7,287千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、ターミナルソリューション事業のみの単一セグメントであり、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成年29年2月1日 至 平成29年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額	6円41銭
(算定上の基礎)	—
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	12,864
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	12,864
普通株式の期中平均株式数(株)	2,008,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておません。
 2 当社は平成29年5月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 株式分割

当社は、平成29年4月18日開催の取締役会において、株式分割について決議をしております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

① 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と、投資家層の一層の拡大を図ることを目的とするものであります。

② 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年5月7日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき50株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	:	43,360株
今回の分割により増加する株式数	:	2,124,640株
株式分割後の発行済株式総数	:	2,168,000株
株式分割後の発行可能株式総数	:	8,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日：平成29年4月19日

基準日：平成29年5月7日

効力発生日：平成29年5月8日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年1月31日)	当事業年度 (平成29年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	200,066	316,243
売掛金	226,290	203,920
製品	65,518	72,182
仕掛品	—	7,070
原材料及び貯蔵品	5	5
前渡金	1,366	600
前払費用	12,017	12,492
繰延税金資産	10,632	7,154
その他	316	1,397
貸倒引当金	△294	△8
流動資産合計	515,920	621,059
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,135	8,135
車両運搬具	676	676
工具、器具及び備品	24,722	29,713
減価償却累計額	△21,622	△21,716
建設仮勘定	—	2,080
有形固定資産合計	11,912	18,889
無形固定資産		
のれん	17,500	—
ソフトウエア	47,033	32,511
ソフトウエア仮勘定	11,407	3,781
その他	301	301
無形固定資産合計	76,242	36,595
投資その他の資産		
長期前払費用	2,969	2,114
繰延税金資産	9,586	9,509
その他	13,764	14,364
投資その他の資産合計	26,320	25,989
固定資産合計	114,475	81,474
資産合計	630,395	702,534

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年1月31日)	当事業年度 (平成29年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	62,392	74,089
未払金	13,411	12,334
未払費用	25,773	25,461
未払法人税等	59,848	16,423
前受金	1,833	1,235
預り金	4,160	3,906
賞与引当金	15,393	14,492
その他	20,686	15,755
流動負債合計	203,499	163,699
負債合計	203,499	163,699
純資産の部		
株主資本		
資本金	110,525	110,525
資本剰余金		
資本準備金	41,575	41,575
その他資本剰余金	12,121	12,121
資本剰余金合計	53,696	53,696
利益剰余金		
利益準備金	1,170	1,170
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	287,825	399,520
利益剰余金合計	288,995	400,690
自己株式		
株主資本合計	△26,321	△26,321
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	—	243
評価・換算差額等合計	—	243
純資産合計	426,895	538,834
負債純資産合計	630,395	702,534

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
売上高	1,028,122	1,051,654
売上原価	585,172	587,748
売上総利益	442,949	463,906
販売費及び一般管理費	※1, ※2 249,143	※1, ※2 285,906
営業利益	193,805	177,999
営業外収益		
受取利息	33	43
貸倒引当金戻入益	5,391	270
為替差益	1,801	—
受取和解金	1,400	7,460
その他	379	18
営業外収益合計	9,006	7,793
営業外費用		
支払利息	367	—
為替差損	—	987
売上割引	15	230
その他	22	90
営業外費用合計	405	1,308
経常利益	202,407	184,484
特別利益		
固定資産売却益	4	—
特別利益合計	4	—
特別損失		
固定資産除却損	※3 1,184	※3 13,181
特別損失合計	1,184	13,181
税引前当期純利益	201,227	171,302
法人税、住民税及び事業税	82,511	56,159
法人税等調整額	△3,896	3,447
法人税等合計	78,614	59,606
当期純利益	122,612	111,695

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)		当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	133,842	38.9	147,625	42.6
II 経費		210,626	61.1	199,053	57.4
当期総製造費用		344,468	100.0	346,679	100.0
仕掛品期首たな卸高		15,822		—	
製品期首たな卸高		40,450		65,518	
当期製品仕入高		275,777		277,068	
合計		676,518		689,267	
仕掛け期末たな卸高		—		7,070	
製品期末たな卸高		65,518		72,182	
他勘定振替高		25,827		22,265	
当期売上原価	※2	585,172		587,748	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	132,353	109,155
ソフトウェア償却費	14,928	21,745
配信費	30,573	25,398
支払手数料	2,718	10,732

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
消耗品費	5,014	177
研究開発費	—	3,772
前払費用	—	2,695
ソフトウェア仮勘定	19,163	12,989
工具、器具及び備品	1,648	2,630
計	25,827	22,265

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	110,525	41,575	797	42,372	1,170	165,212	166,383
当期変動額							
当期純利益	-	-	-	-	-	122,612	122,612
自己株式の処分	-	-	11,323	11,323	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	11,323	11,323	-	122,612	122,612
当期末残高	110,525	41,575	12,121	53,696	1,170	287,825	288,995

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△50,997	268,283	268,283
当期変動額			
当期純利益	-	122,612	122,612
自己株式の処分	24,676	36,000	36,000
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-
当期変動額合計	24,676	158,612	158,612
当期末残高	△26,321	426,895	426,895

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	110,525	41,575	12,121	53,696	1,170	287,825	288,995
当期変動額							
当期純利益	-	-	-	-	-	111,695	111,695
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	111,695	111,695
当期末残高	110,525	41,575	12,121	53,696	1,170	399,520	400,690

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△26,321	426,895	-	426,895
当期変動額				
当期純利益	-	111,695	-	111,695
自己株式の処分	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	243	243
当期変動額合計	-	111,695	243	111,939
当期末残高	△26,321	538,590	243	538,834

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	201, 227	171, 302
減価償却費	56, 404	46, 561
有形固定資産除売却損益（△は益）	1, 179	13, 181
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△5, 391	△285
賞与引当金の増減額（△は減少）	563	△947
受取利息及び受取配当金	△33	△43
支払利息	367	—
為替差損益（△は益）	△135	1, 356
売上債権の増減額（△は増加）	△80, 865	22, 370
たな卸資産の増減額（△は増加）	△9, 245	△12, 990
前渡金の増減額（△は増加）	1, 037	765
前払費用の増減額（△は増加）	930	△475
仕入債務の増減額（△は減少）	39, 291	11, 697
未払金の増減額（△は減少）	5, 995	△1, 086
その他の資産の増減額（△は増加）	△310	△730
その他の負債の増減額（△は減少）	664	△6, 078
小計	<u>211, 680</u>	<u>244, 596</u>
利息及び配当金の受取額	33	43
利息の支払額	△367	—
法人税等の支払額	△62, 661	△99, 831
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>148, 685</u>	<u>144, 808</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5, 047	△13, 293
有形固定資産の売却による収入	4	—
無形固定資産の取得による支出	△20, 622	△12, 660
長期前払費用の支払による支出	△2, 691	—
敷金の回収による収入	1, 300	—
敷金の差入による支出	△2, 240	△1, 322
事業譲受による支出	※2 △27, 777	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△57, 075</u>	<u>△27, 276</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△118, 780	—
自己株式の処分による収入	36, 000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△82, 780</u>	<u>—</u>
現金及び現金同等物に係る換算差額	135	△1, 356
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	8, 966	116, 176
現金及び現金同等物の期首残高	191, 100	200, 066
現金及び現金同等物の期末残高	※1 200, 066	※1 316, 243

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

① 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

③ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～30年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産

① のれん

のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。

② ソフトウェア（市場販売目的）

見込販売期間における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売可能期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

③ ソフトウェア（自社利用目的）

見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

① 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

③ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～30年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	2～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

① のれん

のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。

② ソフトウェア（市場販売目的）

見込販売期間における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売可能期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

③ ソフトウェア（自社利用目的）

見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によります。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨オプション

ヘッジ対象：予定取引

(3) ヘッジ方針

取引権限及び取引限度額等を定めた内規に基づき、担当部門が取締役会の承認のもと、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性の評価方法

主として、ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によります
が、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の判定を省略いたします。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか
負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に
係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項ありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
役員報酬	48,840千円	65,840千円
給料手当	70,209〃	85,024〃
研究開発費	2,040〃	7,566〃
減価償却費	2,919〃	2,502〃
のれん償却額	35,000〃	17,500〃
賞与引当金繰入額	5,874〃	7,707〃
おおよその割合		
販売費	22.1%	27.6%
一般管理費	77.9%	72.4%

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)	当事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)
2,040千円	7,566千円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)	当事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)
工具、器具及び備品 1,184千円	103千円
ソフトウエア仮勘定 —	13,078〃

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	43,360	—	—	43,360

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,200	—	3,000	3,200

(変動事由の概要)

自己株式の減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

平成27年12月28日付自己株式の処分による減少 2,500株

平成28年 1月29日付自己株式の処分による減少 500株

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	43,360	—	—	43,360

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,200	—	—	3,200

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
現金及び預金	200,066千円	316,243千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	200,066千円	316,243千円

※2 事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳

前事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

事業譲受により増加した資産の内訳は次のとおりであります。

固定資産 27,777千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借り入れによる方針であります。

デリバティブは、現在は行っておらず、投機的なデリバティブは今後も行う予定はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社は、海外向け営業債務を支払うために外貨預金を保有しており、為替リスクに晒されております。当該リスクに対しては、保有額を支払額以下に保ち為替リスクを最小限に留めるようしております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社与信管理規準に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制を構築しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日でありますが一部外貨建ての営業債務があります。これらの営業債務は流動性リスク及び為替リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り表を作成するとともに外貨を一定量保有するなどの方法により実績管理をしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	200,066	200,066	—
(2) 売掛金 貸倒引当金(※)	226,290 △294	225,996	225,979 △17
資産計	426,062	426,045	△17
(1) 買掛金	62,392	62,392	—
(2) 未払金	13,411	13,411	—
(3) 未払費用	25,773	25,773	—
(4) 未払法人税等	59,848	59,848	—
(5) 預り金	4,160	4,160	—
負債計	165,585	165,585	—

(※) 売掛金に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつております。

(2) 売掛金

当社では、1年超の売掛金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等及び(5)預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	200,066	—	—	—
売掛金	211,967	14,322	—	—
合計	412,034	14,322	—	—

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借り入れによる方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社は、海外向け営業債務を支払うために外貨預金を保有しており、為替リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社と信管理規準に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制を構築しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日でありますが一部外貨建ての営業債務があります。これらの営業債務は流動性リスク及び為替リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り表を作成するとともに外貨を一定量保有するなどの方法により実績管理をしております。また、為替の変動リスクに対し、通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた内規に基づき、担当部門が取締役会の承認のもと、為替変動リスクをヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	316,243	316,243	—
(2) 売掛金	203,920		
貸倒引当金(※1)	△8		
	203,911	203,930	18
資産計	520,155	520,173	18
(1) 買掛金	74,089	74,089	—
(2) 未払金	12,334	12,334	—
(3) 未払費用	25,461	25,461	—
(4) 未払法人税等	16,423	16,423	—
(5) 預り金	3,906	3,906	—
負債計	132,215	132,215	—
デリバティブ取引(※2)	350	350	—

(※1) 売掛金に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引により生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつております。

(2) 売掛金

当社では、1年超の売掛金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等及び(5)預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	316,243	—	—	—
売掛金	199,119	4,800	—	—
合計	515,363	4,800	—	—

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成29年1月31日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	通貨オプション取引 売建・買建 米ドル	買掛金	99,720	55,400	350
合計			99,720	55,400	350

(注1)オプション取引はゼロコストオプションであり、コールオプション及びプットオプションが一体の契約のため、一括して記載しております。

(注2)時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は、当該ストック・オプションを単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しており、付与時における本源的価値が0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成25年3月26日	平成26年7月23日	平成27年1月30日
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1名	当社の従業員 18名	当社取締役 1名 当社の従業員 45名
株式の種類及び付与数 (注) 2、3	普通株式 12,000株	普通株式 1,000株	普通株式 2,500株
付与日	平成25年3月31日	平成26年7月31日	平成27年1月31日
権利確定条件	(1)新株予約権行使時ににおいても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員並びに外部協力者の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。 (2)新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。 (3)新株予約権の質入その他一切の処分は認められない。	(1)新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。 (2)新株予約権者は、新株予約権行使時ににおいても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。 (3)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。	(1)新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。 (2)新株予約権者は、新株予約権行使時ににおいても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。 (3)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年4月1日 至 平成35年3月31日	自 平成28年8月1日 至 平成38年7月31日	自 平成29年2月1日 至 平成37年1月29日

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

3. 平成26年7月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	平成27年4月6日	平成27年12月25日
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1名 当社の従業員 28名	外部協力者 2名
株式の種類及び付与数 (注) 2	普通株式 900株	普通株式 100株
付与日	平成28年1月27日	平成28年1月27日
権利確定条件	(1)新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者がこれ行使することを要する。 (2)新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。 (3)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。	(1)新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者がこれ行使することを要する。 (2)新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員並びに外部協力者であることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。 (3)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年2月1日 至 平成37年12月31日	自 平成30年2月1日 至 平成37年12月31日

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	970	2,500
付与	—	—	—
失効	—	270	280
権利確定	—	—	—
未確定残	—	700	2,220
権利確定後(株)			
前事業年度末	12,000	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	12,000	—	—

(注) 平成26年7月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	900	100
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	900	100
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	7,500	8,500	8,500
行使時平均株価(円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日)(円)	—	—	—

(注) 平成26年7月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は、株式分割考慮後の権利行使価格により記載しております。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格(円)	12,000	12,000
行使時平均株価(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)(円)	—	—

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は時価純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 千円
- ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額 千円

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は、当該ストック・オプションを単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しており、付与時における本源的価値が0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成25年3月26日	平成26年7月23日	平成27年1月30日
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1名	当社の従業員 18名	当社取締役 1名 当社の従業員 45名
株式の種類及び付与数 (注) 2、3	普通株式 12,000株	普通株式 1,000株	普通株式 2,500株
付与日	平成25年3月31日	平成26年7月31日	平成27年1月31日
権利確定条件	(1)新株予約権行使時ににおいても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員並びに外部協力者の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。 (2)新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。 (3)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。	(1)新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。 (2)新株予約権者は、新株予約権行使時ににおいても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。 (3)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。	(1)新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。 (2)新株予約権者は、新株予約権行使時ににおいても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。 (3)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年4月1日 至 平成35年3月31日	自 平成28年8月1日 至 平成38年7月31日	自 平成29年2月1日 至 平成37年1月29日

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

3. 平成26年7月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成27年4月6日	平成27年12月25日	平成28年8月31日
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1名 当社の従業員 28名	外部協力者 2名	当社取締役 1名 当社の従業員 9名
株式の種類及び付与数 (注) 2	普通株式 900株	普通株式 100株	普通株式 350株
付与日	平成28年1月27日	平成28年1月27日	平成28年9月26日
権利確定条件	(1)新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者がこれを行使することを要する。 (2)新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。 (3)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。	(1)新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者がこれを行使することを要する。 (2)新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員並びに外部協力者であることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。 (3)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。	(1)新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者がこれを行使することを要する。 (2)新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。 (3)新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年2月1日 至 平成37年12月31日	自 平成30年2月1日 至 平成37年12月31日	自 平成30年10月1日 至 平成38年8月31日

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	700	2,220
付与	—	—	—
失効	—	100	100
権利確定	—	600	—
未確定残	—	—	2,120
権利確定後(株)			
前事業年度末	12,000	—	—
権利確定	—	600	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	12,000	600	—

(注) 平成26年7月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	900	100	—
付与	—	—	350
失効	180	—	120
権利確定	—	—	—
未確定残	720	100	230
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	7,500	8,500	8,500
行使時平均株価(円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日)(円)	—	—	—

(注) 平成26年7月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は、株式分割考慮後の権利行使価格により記載しております。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格(円)	12,000	12,000	18,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日)(円)	—	—	—

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は時価純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの	一千円
権利行使日における本源的価値の合計額	

(税効果会計関係)

前事業年度(平成28年1月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,997千円
棚卸資産評価損	1,383〃
減価償却費	28〃
のれん償却費	7,757〃
未払事業税	3,550〃
その他	2,501〃
繰延税金資産合計	20,218千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
住民税均等割等	0.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.4%
留保金課税等	4.9%
所得拡大促進税制の適用による税額控除	△2.7%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.1%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.0%から平成28年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.5%に、平成29年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.7%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は2,907千円減少し、法人税等調整額が2,907千円増加しております。

当事業年度(平成29年1月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,386千円
棚卸資産評価損	1,637 " "
減価償却費	22 "
のれん償却費	8,474 "
未払事業税	550 "
その他	1,698 "
繰延税金資産合計	<u>16,771千円</u>
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△106千円
繰延税金負債合計	<u>△106千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>16,664千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	32.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
住民税均等割等	0.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.6%
留保金課税等	4.4%
所得拡大促進税制の適用による税額控除	△2.1%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>34.8%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算（ただし、平成29年2月1日以降解消されるものに限る）において使用した31.7%から平成29年2月1日に開始する事業年度及び平成30年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.3%に、平成31年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,000千円減少し、法人税等調整額が1,007千円、繰延ヘッジ損益が7千円増加しております。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

取得による企業結合（事業譲受）

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称 株式会社イーフロー

取得した事業の内容 「dongleeTVサービス」事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社のターミナルソリューション事業とのシナジー効果により業務の一層の発展を期するものです。

(3) 企業結合日

平成27年12月28日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした事業の譲受

(5) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする事業譲受であるため。

2. 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年12月28日から平成28年1月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び内訳

取得の対価	現金	27,777千円
取得原価		27,777千円

上記の他、消費税相当額2,222千円の支払を行っております。

4. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容

固定資産	27,777千円
資産合計	27,777千円

5. 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響は金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

当社は、本社等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当社は、本社等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

当社は、ターミナルソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

当社は、ターミナルソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	IoTソリューションサービス	IT業務支援サービス	合計
外部顧客への売上高	648,853	379,268	1,028,122

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社アルメックス	247,708	ターミナルソリューション事業

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	IoTソリューションサービス	IT業務支援サービス	合計
外部顧客への売上高	740,970	310,684	1,051,654

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%以上を占める地域がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
加賀電子株式会社	199,674	ターミナルソリューション事業
株式会社アルメックス	169,934	ターミナルソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

当社は、ターミナルソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
1 株当たり純資産額	212円60銭	268円34銭
1 株当たり当期純利益金額	65円19銭	55円63銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成29年 4月18日開催の取締役会決議により、平成29年 5月 8 日付で普通株式 1 株につき50株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	122,612	111,695
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	122,612	111,695
普通株式の期中平均株式数(株)	1,880,900	2,008,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	新株予約権方式による ストック・オプション (新株予約権796,000株)	新株予約権方式による ストック・オプション (新株予約権788,500株)

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成28年1月31日)	当事業年度 (平成29年1月31日)
純資産の部の合計額(千円)	426,895	538,834
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	426,895	538,834
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,008,000	2,008,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 子会社設立

当社は、平成28年11月9日に開催された取締役会の決議に基づき、平成29年2月1日（現地時間）、海外事業子会社をシンガポールに設立しました。

① 設立の目的

当社は、「しか」にこだわり世の中に無いサービスを創造するために、IoTデバイスの開発・製造からそれを利用したサービスまでを一貫して提供しております。この度、IoTデバイスのグローバル展開を加速させるため、海外事業子会社をシンガポールに設立いたしました。

② 子会社の概要

名称	TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd.
本店所在地	シンガポール
代表者	Director 藤吉 英彦
事業内容	海外市場におけるIoTデバイスの販売、市場調査
資本金	30万シンガポールドル
出資比率	当社100%

2. 株式分割

当社は、平成29年4月18日開催の取締役会において、株式分割について決議をしております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

① 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と、投資家層の一層の拡大を図ることを目的とするものであります。

② 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年5月7日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき50株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	: 43,360株
今回の分割により増加する株式数	: 2,124,640株
株式分割後の発行済株式総数	: 2,168,000株
株式分割後の発行可能株式総数	: 8,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日：平成29年4月19日

基準日 : 平成29年5月7日

効力発生日 : 平成29年5月8日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

⑤ 【附属明細表】（平成29年1月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	8,135	—	—	8,135	2,721	547	5,413
車両運搬具	676	—	—	676	676	281	0
工具、器具及び備品	24,722	10,795	5,804	29,713	18,318	4,638	11,395
建設仮勘定	—	2,497	416	2,080	—	—	2,080
有形固定資産計	33,534	13,293	6,221	40,605	21,716	5,467	18,889
無形固定資産							
のれん	70,000	—	—	70,000	70,000	17,500	—
ソフトウェア	148,169	7,536	—	155,705	123,193	22,058	32,511
ソフトウェア仮勘定	11,407	12,989	20,614	3,781	—	—	3,781
その他	301	—	—	301	—	—	301
無形固定資産計	229,878	20,525	20,614	229,789	193,193	39,558	36,595
長期前払費用	3,684	—	—	3,684	1,569	854	2,114

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	製品製造用金型	6,703千円
ソフトウェア	販売用マスタ	7,536千円
ソフトウェア仮勘定	販売用マスタ	12,989千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	製品製造用金型	3,018千円
ソフトウェア仮勘定	販売用マスタ	13,078千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	294	8	15	278	8
賞与引当金	15,393	14,492	15,393	—	14,492

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成29年1月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	75
預金	
普通預金	314,423
外貨預金	1,744
計	316,168
合計	316,243

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社カジタク	30,954
北菱電興株式会社	29,592
宗教法人 幸福の科学	28,700
三波工業株式会社	19,178
株式会社アルメックス	18,514
その他	76,980
合計	203,920

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$ $\frac{(B)}{366}$
				$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
226,290	1,135,656	1,158,026	203,920	85.0	69.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 製品

区分	金額(千円)
セットトップボックス (STB)	63,511
デジタルサイネージ	4,877
タッチパネルディスプレイ	793
その他	3,000
合計	72,182

④ 仕掛品

区分	金額(千円)
IT業務支援サービス	7,070
合計	7,070

⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
Accton Technology Corporation	42,678
富士ゼロックス神奈川株式会社	17,043
株式会社ネットウエル	2,791
Via Licensing Corporation	1,662
日本電計株式会社	1,240
その他	8,673
合計	74,089

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年1月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日、毎年1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告記載URLは次のとおりであります。 http://www.tranzas.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年12月25日	株式会社トランザス 代表取締役 藤吉英彦	神奈川県 横浜市西区 二丁目2番1号	当社	INTEL CAPITAL CORPORATION Michael J Scown	The Corporation Trust Company Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A.	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	2,500	30,000,000 (12,000) (注)4、5	社外パートナーと しての事業支援
平成28年1月29日	株式会社トランザス 代表取締役 藤吉英彦	神奈川県 横浜市西区 二丁目2番1号	当社	アイエーグル ープ株式会社 代表取締役 古川教行	神奈川県 横浜市戸塚区品 濃町545番地5	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)	500	6,000,000 (12,000) (注)5	取引関係 の強化
平成28年3月1日	藤吉英彦	Mei Hwan Drive, Singapore	特別利害関 係者(当社 代表取締役、大株 主上位10名)	WORLD F PTE. LTD. Director 藤吉 英彦	1 North Bridge Road #11-06 High Street Centre Singapore	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名、役員等 により総株 主等の議決 権の過半数 が所有され ている会 社)(注)4	10,000	60,000,000 (6,000) (注)6	資産管理 会社への 譲渡
平成29年6月28日	—	—	—	藤吉英彦	Mei Hwan Drive, Singapore	特別利害関 係者等(当 社代表取締 役、大株主 上位10名)	600,000	90,000,000 (150) (注)7	(注)8

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年2月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- 当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - 当社の大株主上位10名
 - 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 当該移動により、特別利害関係者(大株主上位10名)となりました。
5. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)及び純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定いたしました。
6. 移動価格は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)及び純資産方式により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。

7. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
8. 「4 事業等のリスク (3)組織体制に関するリスク②特定人物への依存について」に記載のとおり、当社グループでは、現在、当社グループの事業活動全般につき、当社代表取締役である藤吉英彦に依存をしています。当社グループでは過度に同氏に依存しないように対策を行っておりますが、平成29年6月13日開催の取締役会において、当面は同氏のリーダーシップのもと安定的な事業運営を図ることが企業価値の拡大のために望ましく、また、株式上場日以前において平成25年3月31日に同氏に発行した新株予約権の権利行使をしない場合、株式上場日以降における1株当たりの株式価値の希薄化リスクが高いと判断し、当社グループの資本政策に基づいて新株予約権の行使を行っております。
9. 平成29年5月8日付で普通株式1株を50株にする株式分割を行っております。平成29年5月7日以前の移動に係る「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成27年12月28日	平成28年1月29日	平成28年1月27日	平成28年1月27日
種類	普通株式	普通株式	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	2,500株	500株	普通株式 900株	普通株式 100株
発行価格	1株につき12,000円 (注)3	1株につき12,000円 (注)3	1株につき12,000円 (注)3	1株につき12,000円 (注)3
資本組入額	—	—	6,000円	6,000円
発行価額の総額	30,000,000円	6,000,000円	10,800,000円	1,200,000円
資本組入額の総額	— (注)4	— (注)4	5,400,000円	600,000円
発行方法	第三者割当の方法による自己株式の処分	第三者割当の方法による自己株式の処分	平成27年4月6日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成27年12月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—	—

項目	新株予約権③
発行年月日	平成28年9月26日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 350株
発行価格	1株につき18,000円 (注)3
資本組入額	9,000円
発行価額の総額	6,300,000円
資本組入額の総額	3,150,000円
発行方法	平成28年8月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成29年1月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスクounティッド・キャッシュフロー法)及び純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 4. 自己株式の処分のため、資本組入額はありません。
 5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき12,000円	1株につき12,000円	1株につき18,000円
行使期間	平成30年2月1日から 平成37年12月31日まで	平成30年2月1日から 平成37年12月31日まで	平成30年10月1日から 平成38年8月31日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

6. 当社は、平成29年5月8日付で普通株式1株を50株にする株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本繰入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本繰入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

(株式①)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
INTEL CAPITAL CORPORATION Michael J Scown 資本金 US\$10	The Corporation Trust Company Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A.	投資事業	2,500	30,000,000 (12,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 当社は、平成29年5月8日付で普通株式1株を50株にする株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前のものを記載しております。

(株式②)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
アイエーグループ株式会社 代表取締役 古川教行 資本金 1,314百万円	神奈川県横浜市戸塚区品濃町 545番地5	グループ管理	500	6,000,000 (12,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 当社は、平成29年5月8日付で普通株式1株を50株にする株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前のものを記載しております。

(新株予約権①)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
松川 淳	神奈川県横浜市南区	会社役員	50	600,000 (12,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
稻田 淳	神奈川県横浜市神奈川区	会社役員	50	600,000 (12,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
市ノ川 弘彰	東京都稲城市	会社員	50	600,000 (12,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
 2. 上記のほか、新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は15名であり、その株式の総数は340株あります。
 3. 当社は、平成29年5月8日付で普通株式1株を50株にする株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前のものを記載しております。

(新株予約権②)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
佐々木 豊	埼玉県さいたま市浦和区	会社役員	50	600,000 (12,000)	特別利害関係者等 (当社の監査等委員である取締役)
原口 昌之	東京都渋谷区	会社役員	50	600,000 (12,000)	特別利害関係者等 (当社の監査等委員である取締役)

(注) 当社は、平成29年5月8日付で普通株式1株を50株にする株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前のものを記載しております。

(新株予約権③)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
宮島 功	神奈川県横浜市瀬谷区	会社員	100	1,800,000 (18,000)	当社従業員
市ノ川 弘彰	東京都稻城市	会社員	50	900,000 (18,000)	当社従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2. 上記のほか、新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は3名であり、その株式の総数は50株であります。
3. 当社は、平成29年5月8日付で普通株式1株を50株にする株式分割を行っております。上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前のものを記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
藤吉 英彦 (注) 1、3	Mei Hwan Drive, Singapore	1,108,000 (-)	39.97 (-)
WORLD F PTE. LTD. (注) 3、4	1 North Bridge Road #11-06 High Street Centre , Singapore	500,000 (-)	18.04 (-)
前川 昌之 (注) 2、3	神奈川県横浜市港北区	195,000 (-)	7.03 (-)
福田 敏章 (注) 2、3	千葉県船橋市	130,000 (-)	4.69 (-)
アイエーグループ株式会社 (注) 3	神奈川県横浜市戸塚区品濃町545番地5	125,000 (-)	4.51 (-)
INTEL CAPITAL CORPORATION (注) 3	The Corporation Trust Company Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A.	125,000 (-)	4.51 (-)
藤吉 一彦 (注) 3、6	岐阜県瑞穂市	100,000 (-)	3.61 (-)
鈴木 邦敬 (注) 3	静岡県浜松市中区	100,000 (-)	3.61 (-)
長田 豊国 (注) 3	東京都多摩市	100,000 (-)	3.61 (-)
奥 文郎 (注) 8	神奈川県横浜市栄区	55,000 (35,000)	1.98 (1.26)
稻田 淳 (注) 2	神奈川県横浜市神奈川区	52,500 (32,500)	1.89 (1.17)
藤吉 友香子 (注) 3、5	Mei Hwan Drive, Singapore	40,000 (-)	1.44 (-)
藤吉 佐己子 (注) 6	岐阜県瑞穂市	35,000 (-)	1.26 (-)
松川 淳 (注) 2	神奈川県横浜市南区	15,000 (10,000)	0.54 (0.36)
永野 千穂 (注) 7	神奈川県大和市	8,500 (8,500)	0.31 (0.31)
野中 俊男 (注) 7	東京都中野区	7,500 (2,500)	0.27 (0.09)
大須賀 純一 (注) 7	神奈川県横須賀市	7,000 (7,000)	0.25 (0.25)
中島 稔 (注) 7	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	5,500 (5,500)	0.20 (0.20)
劉 曜瑜 (注) 7	神奈川県横浜市磯子区	5,500 (5,500)	0.20 (0.20)
市ノ川 弘彰 (注) 7	東京都稻城市	5,000 (5,000)	0.18 (0.18)
宮島 功 (注) 7	神奈川県横浜市瀬谷区	5,000 (5,000)	0.18 (0.18)
岩田 修治 (注) 7	東京都多摩市	4,500 (4,500)	0.16 (0.16)
大曲 憲恵 (注) 7	神奈川県横浜市磯子区	4,000 (4,000)	0.14 (0.14)
3,500株保有 (2名)	—	7,000 (7,000)	0.25 (0.25)
3,000株保有 (1名)	—	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
2,500株保有 (3名)	—	7,500 (7,500)	0.27 (0.27)
2,000株保有 (6名)	—	12,000 (12,000)	0.43 (0.43)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
1,500株保有（1名）	—	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
1,000株保有（7名）	—	7,000 (7,000)	0.25 (0.25)
500株保有（2名）	—	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
計	—	2,772,000 (164,000)	100.00 (5.92)

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社代表取締役）
 2. 特別利害関係者等（当社取締役）
 3. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 4. 特別利害関係者等（役員等が議決権の過半数を所有する会社）
 5. 特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者）
 6. 特別利害関係者等（当社代表取締役の二親等内の血族）
 7. 当社従業員
 8. 当社元取締役
 9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 10. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年6月27日

株式会社トランザス
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員 公認会計士 斎 藤 晃 一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 寺 田 聰 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランザスの平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年2月1日から平成29年4月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年2月1日から平成29年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トランザス及び連結子会社の平成29年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月27日

株式会社トランザス
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員 公認会計士 齋藤 浩司 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 齋藤 晃一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランザスの平成27年2月1日から平成28年1月31までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランザスの平成28年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月27日

株式会社トランザス
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員 公認会計士 齋 藤 浩 司 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 齋 藤 晃 一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 寺 田 聰 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランザスの平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランザスの平成29年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

